

令和2年度第2回（第41回）
太宰府市都市計画審議会

日時：令和2年12月23日（水）18時～
場所：太宰府市役所 4階大会議室

令和2年度第2回太宰府市都市計画審議会 配布資料一覧

No.	資料名称	資料番号	備考
1	審議会次第	1	
2	太宰府市都市計画審議会委員名簿	2	
3	太宰府市都市計画審議会条例	3	
4	景観計画の変更(案)について	4-1	
5	太宰府市景観計画 変更(案) ※変更対象頁のみ抜粋	4-2	
6	太宰府市の景観まちづくり		参考資料

令和 2 年度第 2 回（第 4 1 回）
太宰府市都市計画審議会 次第

日時：令和 2 年 12 月 23 日（水）18 時～

場所：太宰府市役所 4 階大会議室

1 開会

- ・委嘱状交付
- ・市長挨拶

2 議事

- ・報告案件
景観計画の変更（案）について 【資料 4-1、4-2】

3 閉会

太宰府市都市計画審議会 委員名簿

任期：令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 4 年 1 0 月 3 1 日まで

選出区分	氏 名	役 職	所 属
(1) 識見を有する者 4 人以内	青山 博秋		公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 筑紫支部
	近藤 富美		公益社団法人福岡県建築士会
	坂井 猛		九州大学 キャンパス計画室 教授・副室長
	高尾 忠志		九州大学 持続可能な社会のための決断科学センター 特任准教授
(2) 市議会議員 3 人以内	笠利 毅		太宰府市議会
	木村 彰人		
(3) 関係行政機関 3 人以内	松村 知樹		福岡県 建築都市部 都市計画課長
	木下 文明		福岡県警察 筑紫野警察署 交通課長
	轟 治峰		筑紫野市 建設部 都市計画課長
(4) 市民 3 人以内	小柄 幹成		太宰府市自治協議会 副会長(つつじヶ丘区自治会長)
	松尾 修		太宰府市農業委員会会長
	宮原 清太		太宰府市商工会理事

○事務局

都市整備部長	高原 清
都市計画課長	竹崎 雄一郎
都市計画係長	前田 勝一朗
景観・歴史のまち推進係長	永田 亮
都市計画課担当職員	佐藤 愛子
都市計画課担当職員	坂口 亜樹
都市計画課担当職員	中原 次朗

○太宰府市都市計画審議会条例

平成12年3月31日

条例第18号

改正 平成14年3月29日条例第1号
 平成15年9月26日条例第36号
 平成19年9月27日条例第26号
 平成20年12月19日条例第38号
 平成24年3月22日条例第6号
 平成25年3月28日条例第14号
 平成26年3月27日条例第7号
 平成29年3月22日条例第13号
 平成29年3月22日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、太宰府市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 この審議会は、13人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 識見を有する者 4人以内
- (2) 市議会議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) 市民 3人以内

2 前項第3号に掲げる者につき任命された委員は、やむを得ない事由があると

きは、その委員の属する行政機関の職員のうちから代理の職員を指名し、その職務を委任することができる。

(平14条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(平29条例13・一部改正)

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、第3条第1号の規定に基づき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平14条例1・一部改正)

(会議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(平15条例36・平19条例26・平20条例38・平24条例6・平25条例14・平26条例7・平29条例20・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第36号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第26号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第20号)

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前に許可、任命、委嘱等されたものについては、なお従前の例による。

太宰府市景観計画変更(案)の概要

景観計画の変更(案)について

景観計画に関しましては、ご審議いただいている附属機関として「太宰府市景観・市民遺産審議会」がありますが、都市計画にも関連することから、見直しの際には景観法第9条第8項の規定により都市計画審議会の意見を聴くように定められております。

【計画変更のスケジュールについて】

項目	内容
景観・市民遺産審議会	開催日：令和2年9月29日(火) 内容：計画変更案の説明・審議
パブリック・コメント	実施期間：令和2年11月3日(火)～12月2日(水) 実施場所：市内公共施設8箇所 2名から12件の意見あり。その中で計画変更に関する意見が1件ございましたが、計画全体に関する意見で今回の変更内容とは直接関係がなかったことから今後の参考とさせていただきます。
都市計画審議会	開催日：令和2年12月23日(水) 内容：計画変更案の説明・意見の聴取
景観・市民遺産審議会	開催予定日：令和3年1月20日(水) 内容：9月の審議会、パブリック・コメント、都市計画審議会における意見を反映し最終案の報告
市長決裁	
条例改正	令和3年3月議会
告示・計画の縦覧	令和3年3月末～
施行	令和3年7月

【変更の方針】

平成22年度から開始した太宰府市の景観まちづくりが令和2年度で10年目を迎えます。これまでの10年で見えてきた課題を整理し、「今後の取組みとして考えておいた方がよい点」について変更するもの。

【変更内容】

① 建築物外観変更にかかる届出対象行為の変更 (P3)

外観の合計見付面積の1/2を超えるものに道路からの見付面を含むものを追加

② 路外駐車場の定義の変更 (P4)

「不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの」から「道路の路面外に設置される自動車駐車のための施設」に変更

③ 色彩基準の変更 (P5)

建物外観の基調色の考え方について変更（建物全体 ⇒ 各見付面）

④ おすすめ樹種の追加 (P6)

現在66種規定しているおすすめ樹種について新たに2種を追加するもの（ドウダンツツジ、ヤブラン）

⑤ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定候補について変更 (P7)

指定候補の景観重要建造物・樹木について整理。個別物件を廃止し市民が選定した物件を反映できるように変更

⑥ 景観重要道路の追加 (P8)

現在7路線位置づけしている景観重要道路について新たに2路線を追加するもの（県道112号線（福岡日田線）、県道35号線の一部（筑紫野古賀線））

⑦ 広告物の基準の変更 (P9)

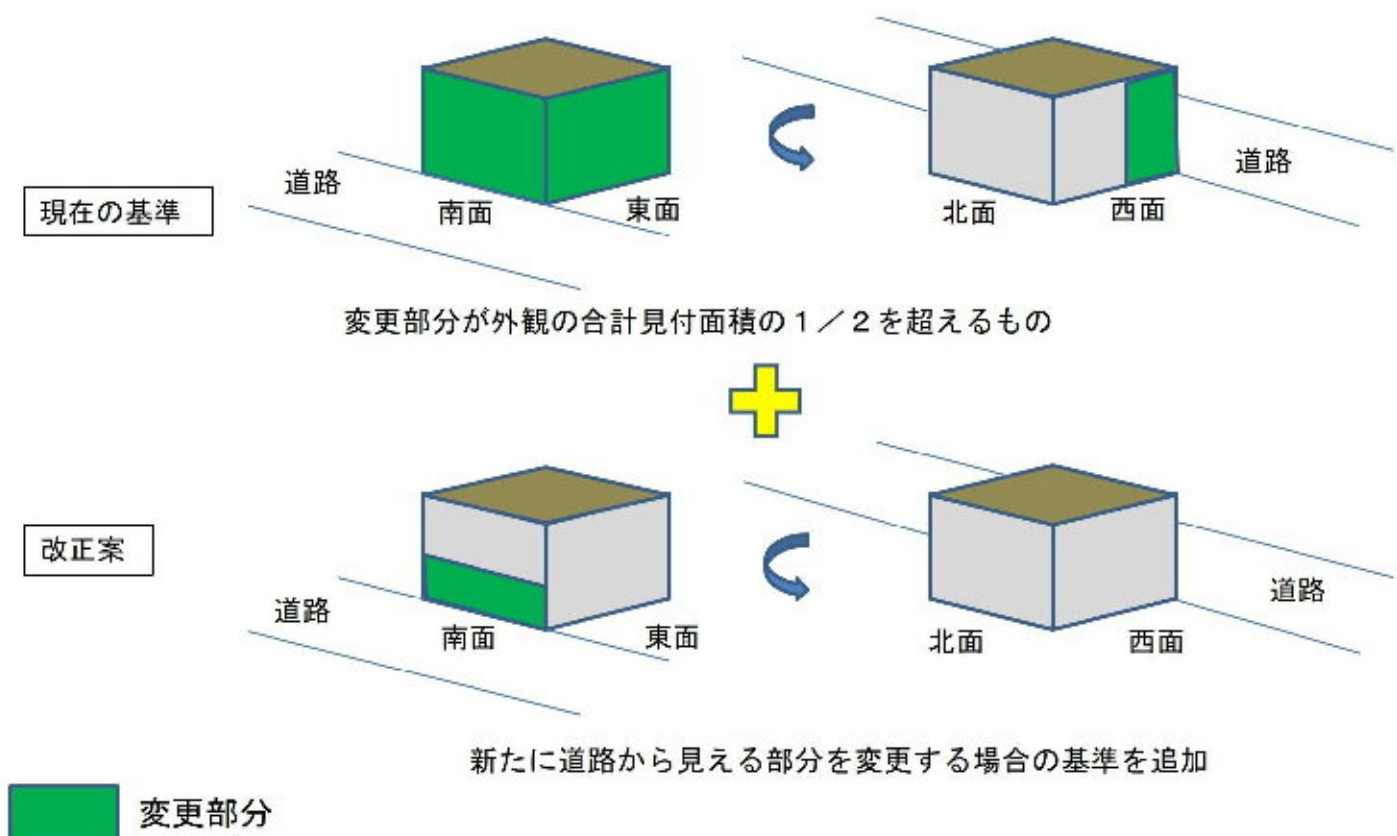
参道小鳥居小路の広告物の基準について、彩度の高い色の使える割合を変更
1/2以下 ⇒ 1/5以下

景観計画区域の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項（階層１）

景観育成地区の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項（階層３）

① 届出の対象行為について

	現 行	懸念される点
届出対象	建築物又は工作物の外観の変更において、変更部分が外観の合計見付面積の $1/2$ を超えるもの	参道の場合、道路に面した部分のみの変更であれば合計見付面積の $1/4$ 程度となり届出対象から外れることとなる。
変更方針	一般公共から見える道路に面する部分だけを変更する事例が見られることから、育成地区についてはこれまでの基準に道路から見える部分を変更する場合の基準を追加する。	
変更（案）	変更部分が、外観の合計見付面積の 2 分の 1 をこえるもの、 又は道路からの見付面を含むもの	
計画書（頁）	62、77 頁	



② 路外駐車場の定義について

	現 行	懸念される点
定義	「不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの」	規模が大きな「自家用駐車場」や、料金を徴収しない「公共の用に供する駐車場」が、届出対象から外れる。
変更方針	料金徴収の有無や自家用・公共用の利用形態を問わず、駐車場の規模によって届出対象となるように路外駐車場の定義を見直す。	
変更（案）	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設	
計画書（頁）	36、39、42、46、49頁	

景観育成地区の届出対象行為

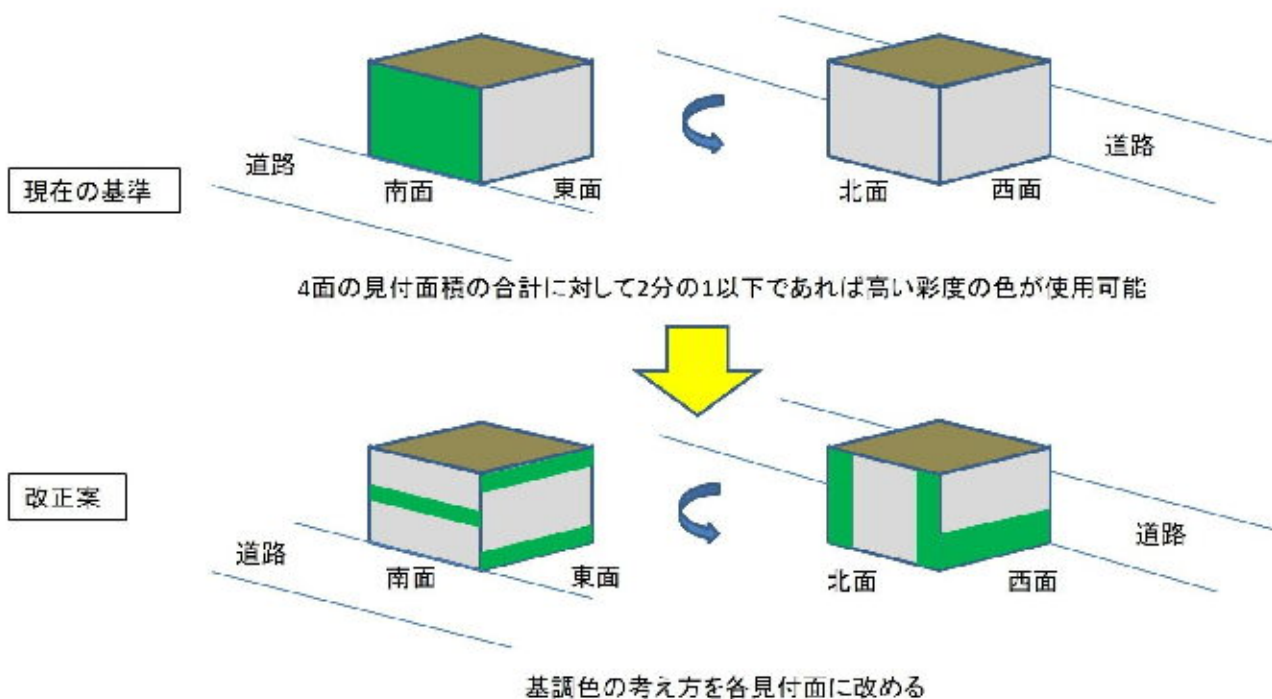
対象行為	対象規模等
建築物の建築等 工作物の建設等	建築確認申請を要するもの
建築物又は工作物の外観の変更等	変更部分が外観の合計見付面積の2分の1を超えるもの
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が500㎡を超えるもの、又は高さが3mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積	堆積の高さが2mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が100㎡を超えるもの
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更で期間が14日を超えるもの
路外駐車場の新設等	面積が300㎡以上のもの (育成地区外については500㎡以上のもの)

色彩基準と緑化基準について

③ 色彩基準について

	現 行	懸念される点
色彩基準	建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ※基調色：設計の中心となる色。	参道の建築物の場合、道路に面する部分（全体面積の約1／4程度）のみであれば、全面高彩度での塗装が可能となる。
変更方針	参道等の建築物については、間口が店舗景観となることから基調色の考え方を改める。	
変更（案）	建築物の屋根・外壁、工作物の外観の 各見付面 の基調色は色彩基準に基づくものとする。	
計画書（頁）	36、39、42、45、49、78頁	

色彩基準変更の考え方



④ 緑化基準について

	現 行	懸念される点
おすすめ樹種	万葉集に詠われた樹木などの在来種、万葉植物などを中心に、日本に古くからある66種を規定している	万葉集に詠われている樹木（日本に古くからある樹木）でありながら、「おすすめ樹種」に入っていないため、緑化率が低くなっているものがある。
変更方針	選定基準を明確にした上で、近年住宅等で多く植栽されている樹種について選定基準に照らし追加選定する。	
変更（案）	追加候補 ドウダンツツジ、ヤブラン	
計画書（頁）	82頁	

選定基準 在来種（日本原産のほか、近世以前から日本で育っている植物）で、万葉集をはじめ古典に登場する植物

追加候補のおすすめ樹種（過去3年間のうち2回以上届け出があったもの）

	樹種名	樹形	特徴
①	ドウダンツツジ	落葉低木	壺形の小さな白い花を散形状に吊り下げる。花期は6月～8月
②	ヤブラン	常緑多年草	濃青紫～藤色、白色で、花期は8月～10月



景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

⑤ 指定候補の景観重要建造物・景観重要樹木について

	現 行	懸念される点
指定候補	計画書 84 ページ 一覧表	項目に固有物件が混在。また重複する項目が存在している。
変更方針	混在または重複する項目を整理し、市内に多く存在する優れた景観を形成する建造物や樹木の指定を促進する。また整理にあたっては、法律や条例に基づくものだけでなく様々な取組みの中から市民が選定した物件を反映できるようにする。	
変更（案）	固有物件を削除し、「国、県、市の事業により公募で選ばれたもの」や「文化遺産データベースに記載されているもの」を追加する。	
計画書（頁）	84 頁【計画書変更(案) 84、85 頁】	

表 指定候補の景観重要建造物・樹木（変更案比較表）

	項目（現行）	項目（変更案）
指定候補 建造物	県指定有形文化財建造物	県指定有形文化財建造物
	市指定有形文化財建造物	市指定有形文化財建造物
	歴史的風致形成建造物	歴史的風致形成建造物
	市民遺産を構成する文化遺産のうち特に重要な建造物	市民遺産を構成する建造物
	幸ノ元溝尻水路☆	太宰府天満宮参道景観保全地区内の下屋庇等がある建造物
	太宰府天満宮参道景観保全地区内の下屋庇等がある建造物	国、県、市の事業により公募で選ばれた建造物
指定候補 樹木	県指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	県指定天然記念物を構成する樹木
	市指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	市指定天然記念物を構成する樹木
	市民遺産を構成する文化遺産のうち特に重要な樹木	市民遺産を構成する樹木
	白川沿いのムクノキとエノキ	文化遺産データベースに記載されている樹木
	ドロクサンヤネのセンダン	国、県、市の事業により公募で選ばれた樹木
	地祿神社のイチイガシ☆	

景観重要公共施設の整備に関する事項

⑥ 景観重要道路について

	現 行	懸念される点
位置づけ	市内の主要な道路や、景観的な配慮が必要な道路を位置づけ ており、関係機関との連携を図りながら景観的な配慮を依頼しているもの。	市内に入ってくる際に「太宰府にきたこと」をイメージできる取り組みが実施できていない。
変更方針	市外との「差別化を図る」取り組みを進めるために 、県道福岡日田線（旧国道3号全路線）、県道筑紫野古賀線（松川交差点～五条交差点）の位置づけについて、道路管理者と連携を図る。	
変更（案）	県道福岡日田線（全路線）、県道筑紫野古賀線（松川交差点～五条交差点）の2路線を新たに追加で景観重要道路に位置づける。	
計画書（頁）	86、87頁【計画書変更(案)87、88頁】	

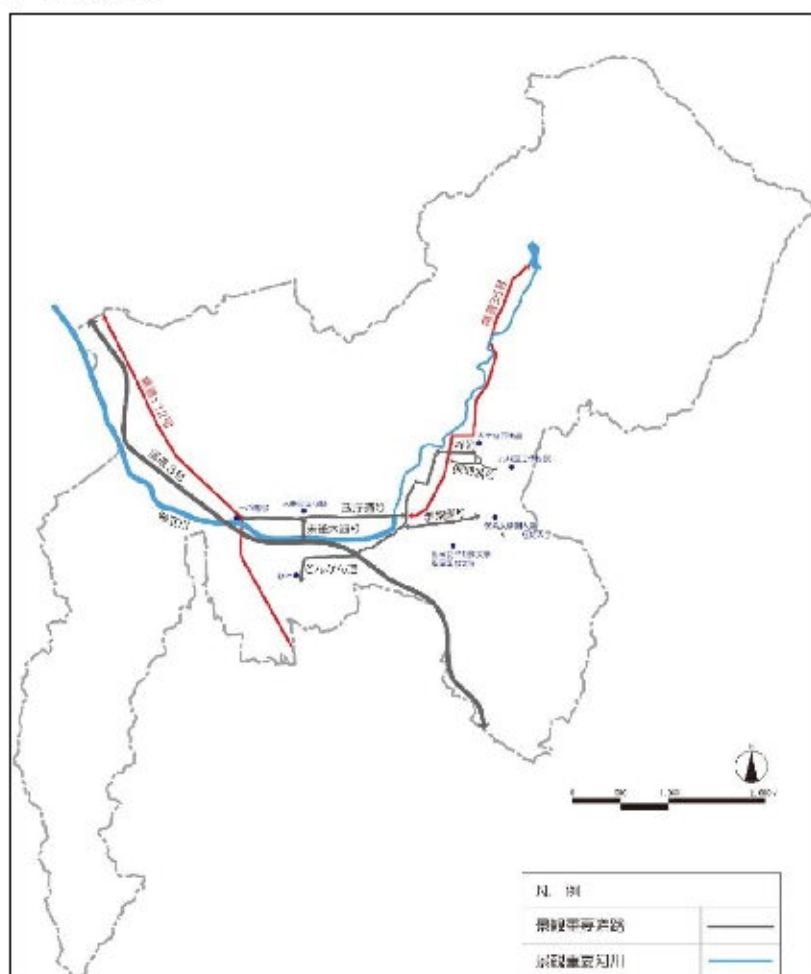
図 景観重要公共施設の位置（変更案）

景観重要道路に位置づけ
られている道路

- ・ 国道3号線
- ・ 参道
- ・ 朱雀大通り
- ・ 政庁通り
- ・ どんかん道
- ・ 国博通り
- ・ 学園通り

新たに追加予定の道路

- ・ 県道112号
（福岡日田線）
- ・ 県道35号
（筑紫野古賀線）

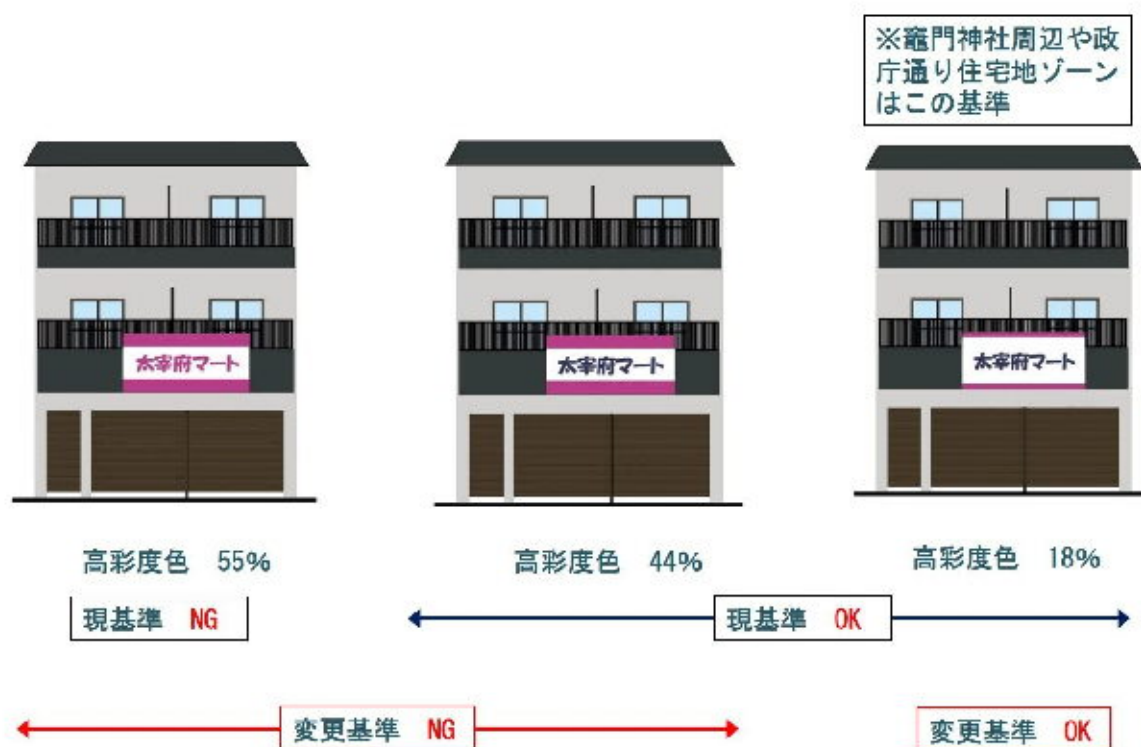


屋外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項

⑦ 広告物景観育成地区の基準（形態意匠等に関する基準）

	現 行	懸念される点
色彩基準	広告物景観育成地区内において、高彩度色の使用面積に上限設定あり。禁止色ではないので、「参道、小鳥居小路地区」については、高彩度色が1／2まで使用可能。	高彩度色が1／2を超えない範囲で使用されており、基準に適合しているものの、通りの景観に相応しくない印象を与えている物件が出てきている。
変更方針	広告物景観育成地区のうち、通りの景観に与える影響が大きい「参道・小鳥居小路地区」については、高彩度色の面積割合について再検討する。	
変更（案）	他の広告物景観育成地区（住宅地ゾーンや龍門神社神社前地区）に合わせて 1／5まで使用可能とする。	
計画書（頁）	98頁【計画書変更(案)99頁】	

図 広告物基準の変更案の考え方



第2部

太宰府市景観計画

変更(案) 変更対象頁抜粋

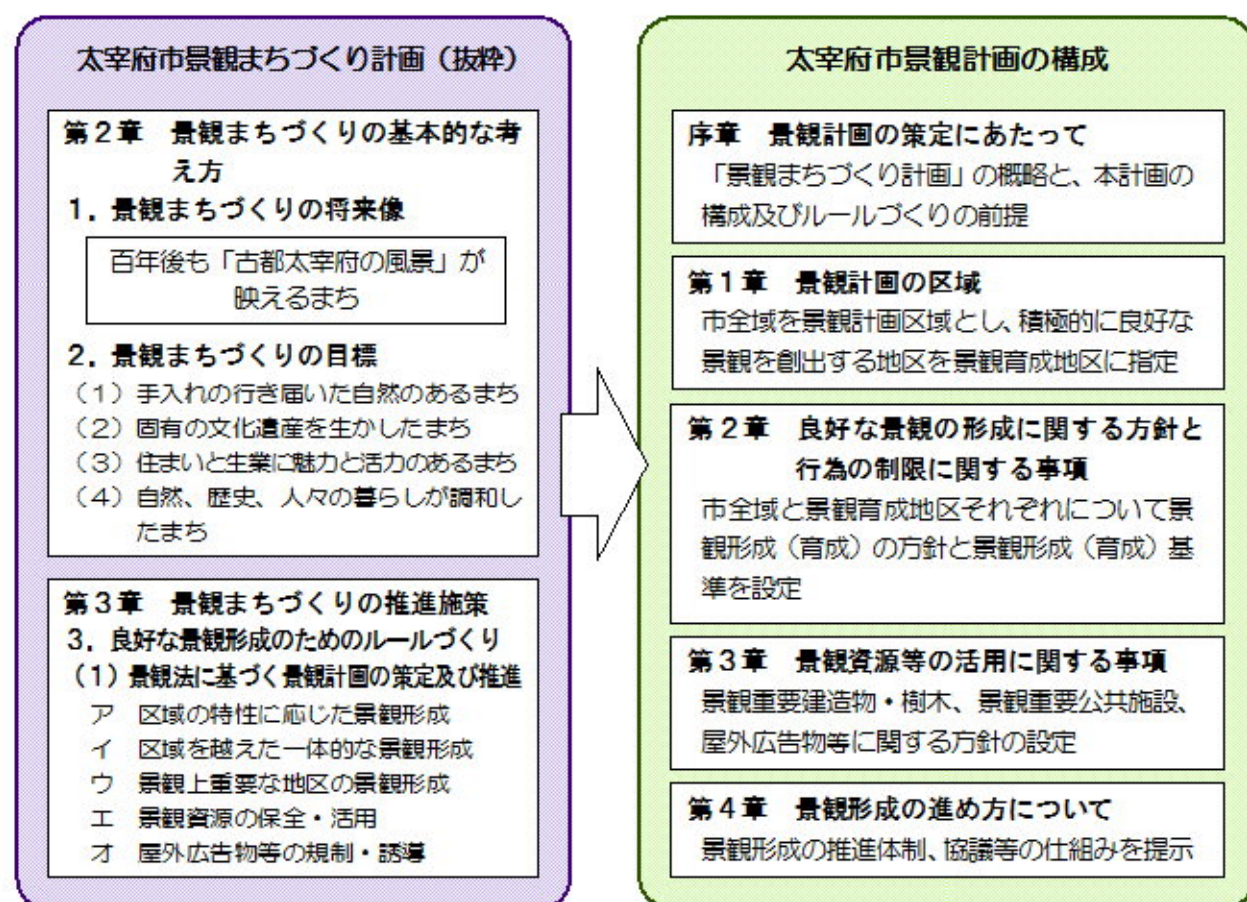
序章 景観計画の策定にあたって

1 景観計画の構成

太宰府市は、景観まちづくりの基本的考え方と今後取り組むべき景観施策を総合的に示す「太宰府市景観まちづくり計画」を策定し、将来像として『百年後も「古都太宰府の風景」が映えるまち』を掲げています。

「太宰府市景観計画」は、「太宰府市景観まちづくり計画」の「第3章 景観まちづくりの推進施策」に基づいて構成されており、市内で建築行為や開発行為等を行う場合におけるルールを定めています。

図 景観計画の構成



2 良好な景観形成のためのルールづくりの前提

本計画の策定にあたっては、将来像を実現するために次の3点を前提としています。

(1) 市全域で「古都太宰府の風景」を形成する

「古都太宰府の風景」は、「太宰府」が発祥した古代から現在にいたるまで、自然と人の営みが時代の積み重ねを経て固有のものとして発展してきた姿であり、「古都太宰府の風景」は、市域全体に広がっています。

また、平成 14 年に「太宰府市景観形成基本計画」を策定し、既に全市を対象とした景観形成に取り組んでいます。

このため、市全域で「古都太宰府の風景」を形成することにします。

(2) 「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉える

本市では、全市を対象とする景観形成に加え重要な地区においてきめ細かな景観形成が図れるよう、「古都太宰府の風景」を3つの階層で捉え重層的に景観誘導を推進します。

ア 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）

景観まちづくりの目標を踏まえ、「古都太宰府の風景」を現在及び未来の太宰府に照らし「自然」、「歴史」、「暮らし」の視点で全市を区分し、区域ごとの特性に沿って景観形成の方針及び景観形成基準を定めます。

イ 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）

市全域で一体感のある景観を形成するために道路、鉄道、河川、眺望など、区域を越えて体験する景観について要素ごとに景観形成の方針を定めます。

なお、道路や河川などの公共施設は景観を形成するうえで重要な位置を占めますが、施設の種類や規模によって管理者が異なるため、統一感を持った整備が行われてきませんでした。

そのため、各管理者が景観に関して協議する場の設置を検討していきます。

ウ 景観上重要な地区ごとの景観（階層3）

本市における景観上重要な地区は、原則として市民遺産の内容に基づき、良好な景観形成を図る地区として位置づけたものを対象とします。また、地区ごとの景観育成の方針及び景観育成基準は、原則として当該市民遺産の育成団体等と協議のうえ定めます。

したがって、市民遺産の認定とともに、適宜地区指定を検討していきます。

(3) 市民遺産を構成する文化遺産を景観資源として保全・活用する

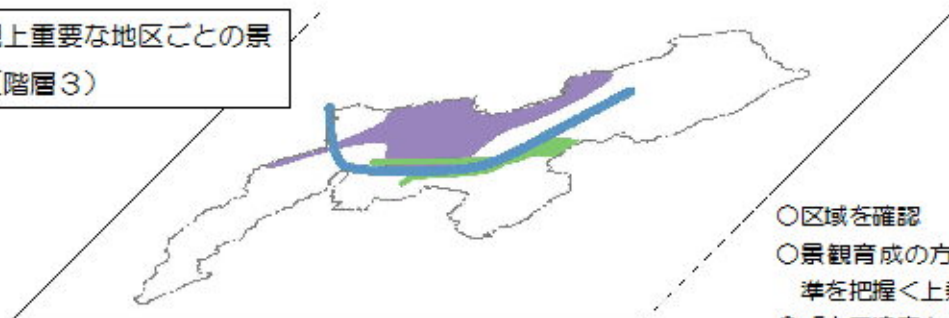
市民遺産を構成する文化遺産は、市民が積極的に係わりを持った文化遺産です。

そのため、市民遺産を構成する文化遺産のうち、特に重要なものについては景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定するなど、積極的に保全・活用していきます。

図 「古都太宰府の風景」の3つの階層と重層的な景観誘導の流れ

市内で建築行為や開発行為等を行う場合には、以下の点に留意した計画を立案します。
 ○本市の成り立ちと現況、文化遺産を守り・育てる視点をもった計画とします。
 ○該当するすべての景観形成（育成）の方針、景観形成（育成）基準に準拠した計画とします。

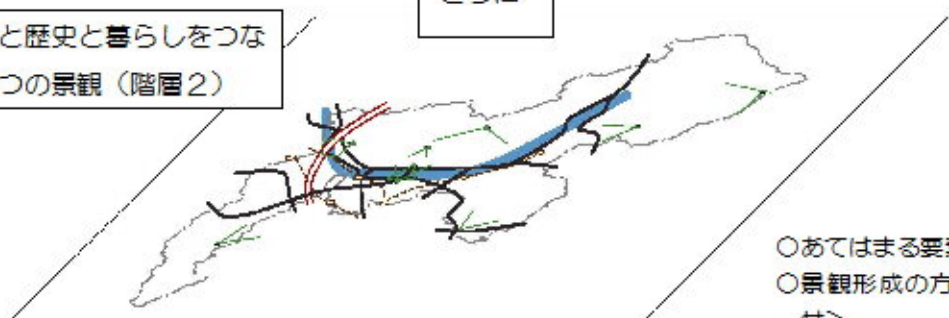
景観上重要な地区ごとの景観（階層3）



- 区域を確認
- 景観育成の方針と景観育成基準を把握＜上乘せ＞
- 「市民遺産カルテ」を把握

さらに

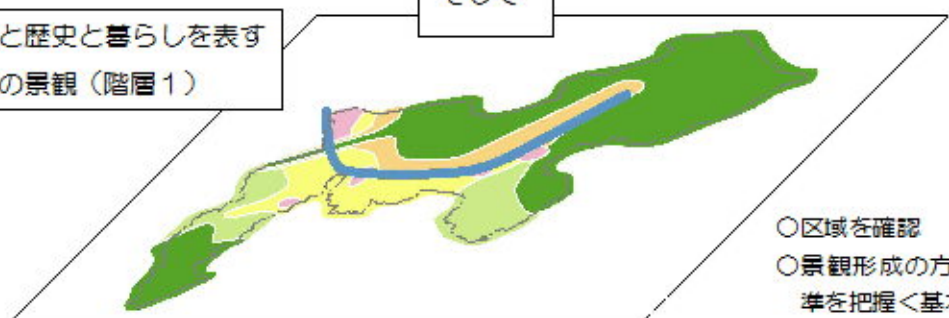
自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）



- あてはまる要素を確認
- 景観形成の方針を把握＜上乘せ＞

そして

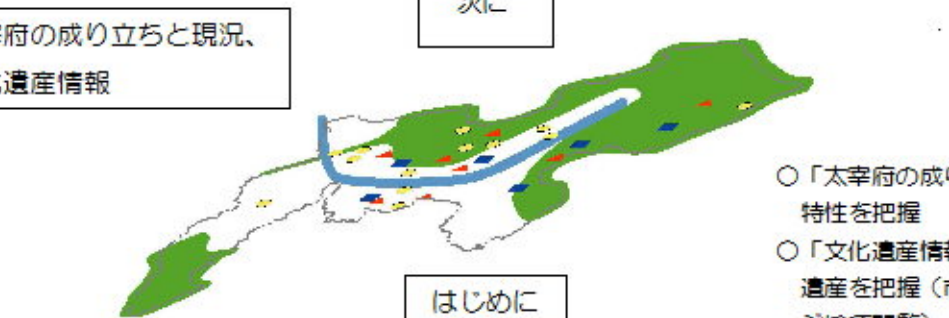
自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）



- 区域を確認
- 景観形成の方針と景観形成基準を把握＜基本＞

次に

太宰府の成り立ちと現況、文化遺産情報



はじめに

- 「太宰府の成り立ちと現況」で特性を把握
- 「文化遺産情報」で近くの文化遺産を把握（市公式ホームページにて閲覧）

第1章 景観計画の区域

●景観計画の区域

本計画は、市全域を景観計画区域として定めるものとします。また、景観計画区域のうち、本市の景観形成上重要な地区で、積極的に良好な景観の形成を図る地区を景観育成地区として定める（P58 参照）ものとします。

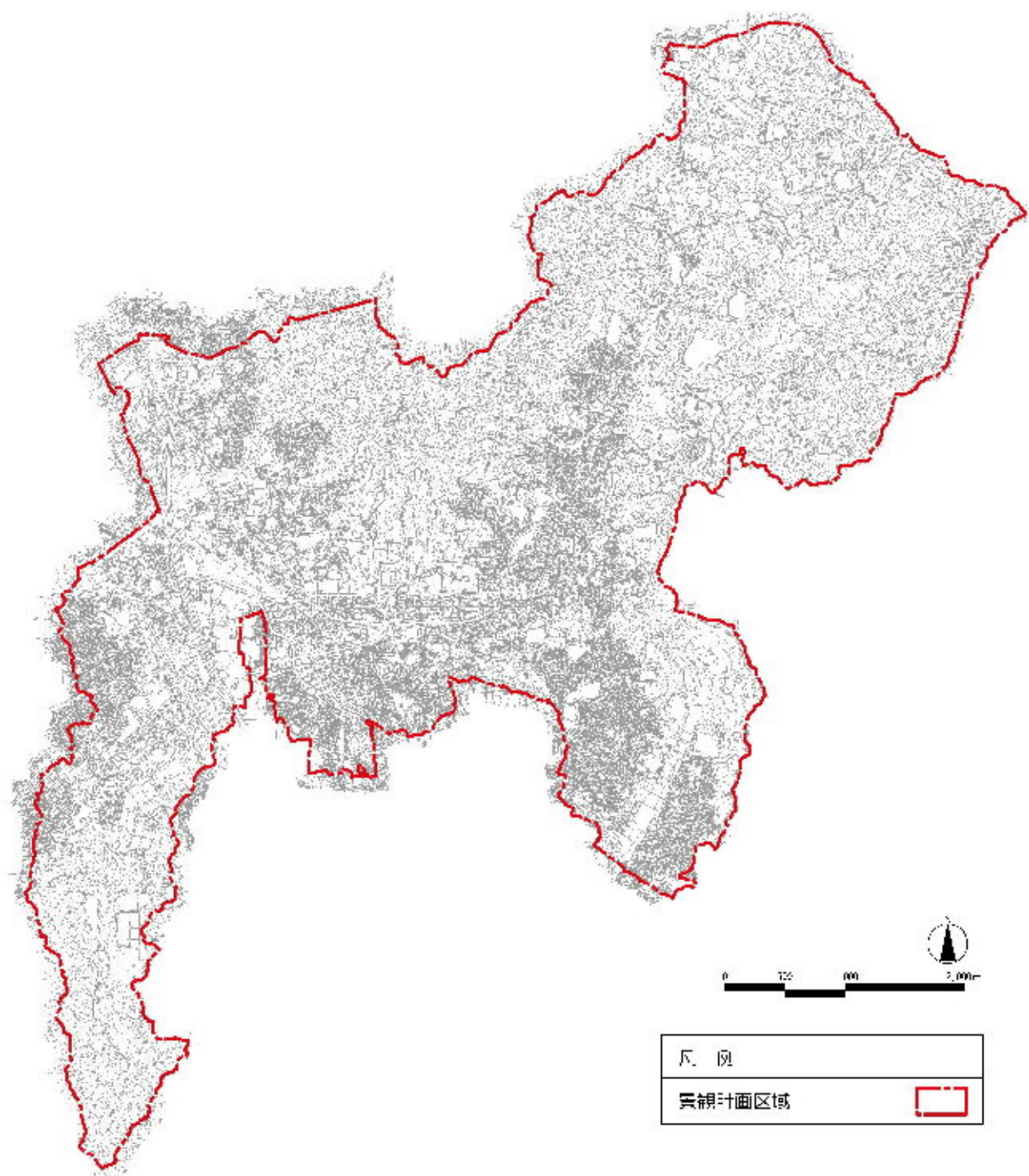


図 対象区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

1 基本方針

「古都太宰府の風景」を形成するために、全市共通の基本方針を次のように定めます。

(1) 景観資源を認識し、保全・活用する

本市の山並み、まちなみは古代から現代にいたるまで時代の積み重ねがあり、自然と人の営みにより受け継がれてきたものです。そのため緑地や水辺、農地、建造物、通りや公園、伝統行事や生活習慣、それらを維持向上させる技術など多様な景観資源を有しています。

そこで、景観形成に取り組む際は「太宰府の成り立ちと現況（本紙参考資料）」と「文化遺産情報（市公式ホームページ）」を確認し、行為地周辺の景観資源を把握したうえで現地を踏査します。そして、踏査結果に基づき景観資源を保全・活用することを前提とした計画を立案します。

大規模な建築行為や開発行為の場合は、景観資源が支障になる場合が出てくるかもしれません。その場合は、景観資源の改変や移設について協議をしていきます。

なお、これまでの土地利用と異なる新規開発地や、鉄道駅や学校周辺など多くの人が行き交う場所における行為については、百年後に新たな古都太宰府の景観資源となることを目指します。

(2) 太宰府固有の緑を修復・保全・創出する

本市では、市を代表するウメやクスノキをはじめ、宝満山や四王寺山の紅葉、社寺の巨木と鎮守の森、庭先の柿やミカンなど、多くの樹木を通じて悠久の歴史と美しい四季の移ろいを実感でき、在来の樹木や草花が太宰府は歴史のまちであることを伝えていきます。

そこで、在来の樹木や草花を積極的に増やし、緑豊かな歴史のまちを修復・保全・創出します。特に、大宰府跡、水城跡など、市を代表するような文化遺産周辺では、在来種を取り入れた植栽を積極的に行います。

在来種や万葉植物、本市を特徴づけている樹木を選定した「おすすめ樹種」を参考に、各場所の特性に適した緑化を進めていきます。

なお、これはガーデニングなどで外来種を用いることを妨げるものではありません。

(3) 周辺環境との調和を図る

本市は、三方を山や丘陵に囲まれ、地形に守られるように市街地が形成されており、このことが人々に心地よさや安心感を与えています。また、連続した数軒が隣と高さや色彩、生垣などを揃えたまちなみを形成している姿は、コミュニティが維持され、住民が協力し合って生活している様子が伝わり住みやすさが感じられます。

そこで、自らが行う建築行為や開発行為等が道路や鉄道、眺望点などからどのように見えるのか点検し、背景となる緑への映り方に配慮します。

また、建築行為では隣接する建築物と規模や高さ、壁面の位置などが極端に違わないように配慮しますが、不可能な場合は圧迫感の軽減を検討します。そして、作業場や屋外駐車場などは、堆積物や駐車した車などが周囲から無造作に見えないよう工夫します。

2 景観計画区域の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

(1) 景観計画区域における景観の形成

景観計画区域である市全域を自然と歴史と暮らしを表す景観として5つに区分し、区域ごとの特性にそった景観形成を進めます。

一方で、区分を越えた一体的な景観形成も不可欠です。そこで自然、歴史、暮らしをつなぐ景観として3つの要素を設定し、要素ごとの景観形成を併せて進めます。

表 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）と自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）

自然、歴史、暮らし			
↓		↓	
分ける	景観を特徴づける項目	つなぐ	
山地、丘陵地、平坦地	地形	山並み、河川	
史跡地の指定、美観地区の指定等	史跡の保存と人の生活が共存してきた歴史	眺望	
森林、自然公園、農村集落、用途地域、高度地区、地区計画等	土地利用計画や都市施設の配置	道路、鉄道	
↓		↓	
自然と歴史と暮らしを表す5つの景観 （階層1）		自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観 （階層2）	
山並み共生区域 （宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域）	交通軸 国道3号、主）福岡筑紫野線、主）筑紫野古賀線、主）筑紫野太宰府線、主）筑紫野筑穂線、県）板付牛頭筑紫野線、県）水城下臼井線、県）福岡日田線、県）観世音寺二日市線、県）内山三条線、九州自動車道、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、西鉄太宰府線	河川軸 御笠川、大佐野川、鷺田川、原川	眺望点 四王寺山、宝満山、竈門神社、政庁跡、朱雀大通り、坂本集落、水城跡東門跡、メモリアルパーク
遺跡共生区域 （大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した区域）			
丘陵住宅区域 （丘陵地の緑に囲まれた住宅区域）			
賑わい区域 （賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域）			
平坦市街地区域 （条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地の区域）			

(2) 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）の方針と行為の制限に関する事項
 景観区分を行った5つの区域について、各々の方針と景観形成基準を定めます。

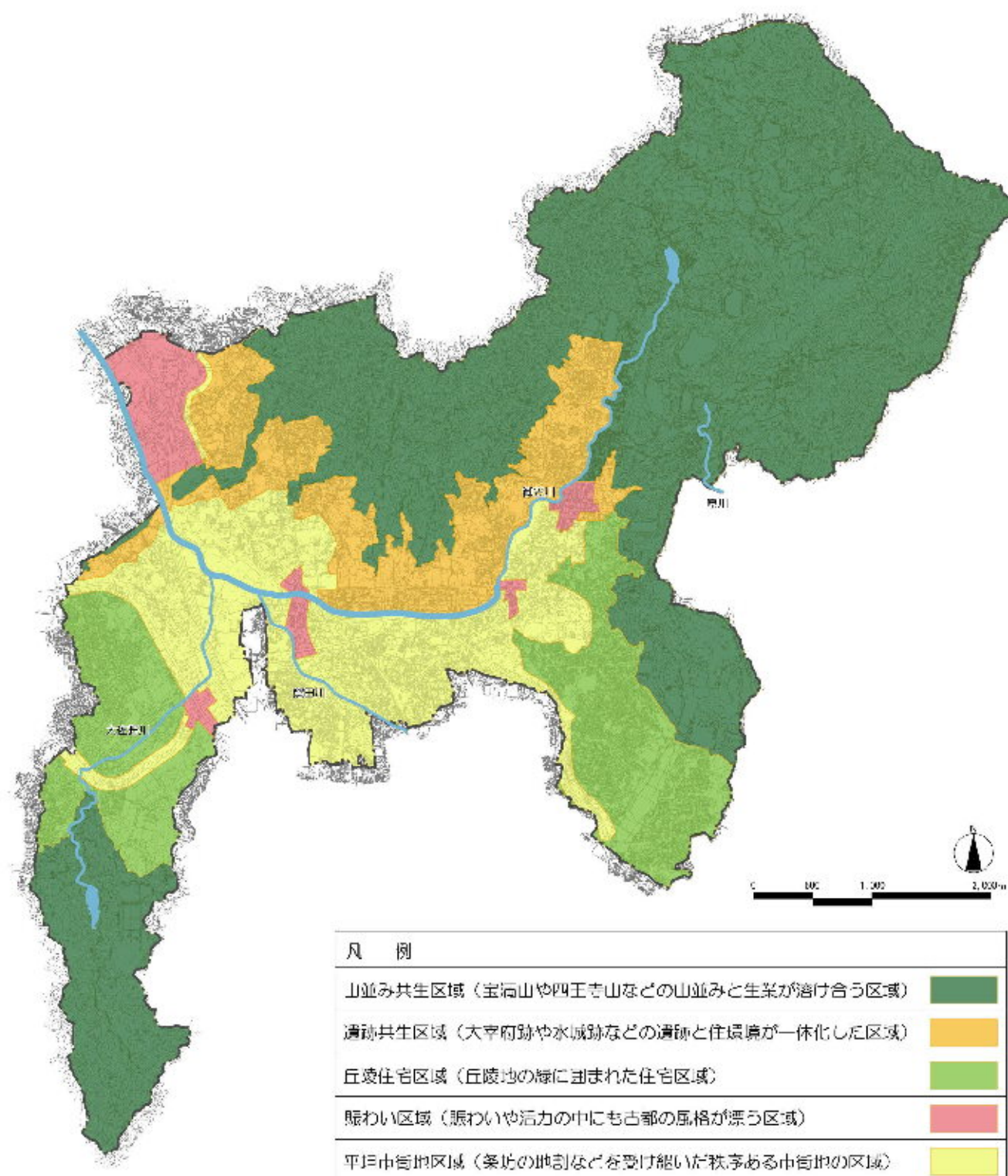


図 自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）

ア 山並み共生区域 ～宝満山や四王寺山などの山並みと生業が溶け合う区域～

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

本市には、北に古代の山城大野城が築かれていた四王寺山、北東に霊峰宝満山が位置し、西には平地を横切るように築かれた水城跡があります。古代の大宰府政庁は、大陸からの侵攻を防ぐためにこの地勢を生かした都市を形成したことから、本区域の山の姿を守ることが古都太宰府の風景を形成するうえで必要不可欠です。

現況では、北谷、内山などの美しい農村集落が守られていますが、同時に工場や資材置き場、土取り場などの生産活動により緑が失われている箇所も見られます。

したがって、本区域では農業、工業などの生産環境が緑を保全・創出・再生することによって、宝満山や四王寺山などの山並みと溶け合うような景観形成を目指します。



(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・宝満石による石積み、北谷や内山の棚田など、地域固有の素材の活用と技術の継承 ・北谷の水路・棚池など、集落固有の生活習慣の継承 ・竈門神社の宝満山峰入りなど、伝統行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○既存の樹木・樹林はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。特に工場や資材置き場などでは、道路から用地内の作業状況が直接見えないよう、緑化に努める。 ○土取り場などの採掘が終わった箇所は、順次緑地を再生するように努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・建築物は、大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより地形になじむ形態とする。 ・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、^{びんごう}眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないように配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の建築等*	素材・色彩	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然な表情の得られる色彩とし、 各見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
	外構・緑化	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。
工作物の建設等*		○工作物の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然な表情の得られる色彩とし、 各見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
建築物又は工作物の外観の変更等		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、山の緑や土、石など自然にある色に近い、柔らかく自然な表情の得られる色彩とし、 外見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。 ○伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
路外駐車場の新設等*		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

*建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等：次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

*建築物又は工作物の外観の変更等：建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

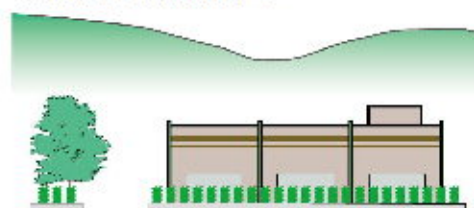
*開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*道路や眺望点：原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。

*路外駐車場の新設等：路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）（不特定多数の人が利用でき、一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの。）の新設、増設又は改修

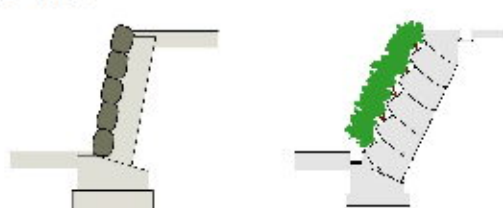
【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠



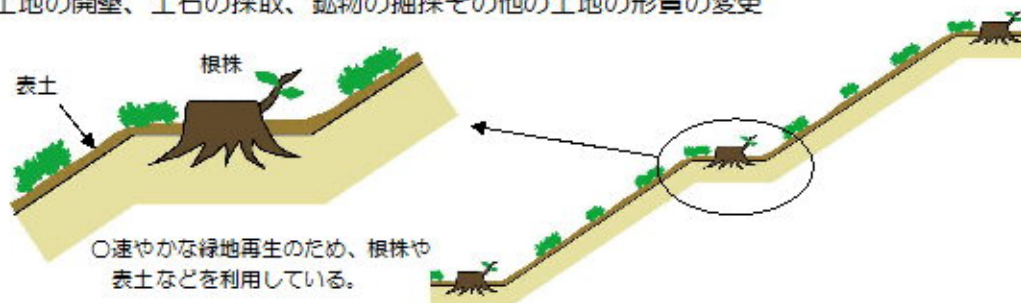
- 連続した大壁面は避け、分節化している。
- 外壁の基調色に周辺の緑になじむ色彩を用いている。

■外構・緑化



- 擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。

■土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更



- 速やかな緑地再生のため、根株や表土などを利用している。

■路外駐車場



- 外周の緑化により、修景を行っている。
- 透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
工作物の建設等	煙突、柱、鉄塔、遊戯施設等	高さが15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100㎡を超えるもの
	橋梁、歩道橋、高架の道路等	長さが20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の変更等		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの
開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積が2,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が500㎡以上のもの

※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

※行為地が景観育成地区(階層3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58～参照)。

※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

イ 遺跡共生区域 ～大宰府跡や水城跡などの遺跡と住環境が一体化した区域～

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

四王寺山の麓^{ふもと}に位置し、古代には大宰府政庁、国分寺、観世音寺、原山無量寺等が築かれ、中世には崇福寺をはじめとする有力な寺院が開かれ、近世以降は灌漑施設の進展により農村として発展した区域です。大宰府跡をはじめとする遺跡の存在は、中世のころには既に知られており、文字通り遺跡と人の暮らしが共存してきたことから、遺跡の中に人が暮らし共に生き続ける姿を次代に引き継ぐことが古都太宰府の風景を形成するうえで必要不可欠です。

現況では、四王寺山の緑に包まれた中に史跡指定を受ける大宰府跡、水城跡、筑前国分寺跡などの遺跡が点在し、史跡指定地内にある坂本や観世音寺の集落は、姿は変わりつつも遺跡と自然環境と市民の暮らしが良好な関係で維持されています。また、史跡指定地周辺には水城台、国分台、観世、大原、三条台などの住宅団地が形成されています。

したがって、本区域では集落や住宅団地等が低層で緑豊かな環境を保全・形成することによって、大宰府跡や水城跡などの遺跡と一体化した景観形成を目指します。



(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・戒壇院の土塀の赤土や坂本の棚田など、地域固有の素材の活用と技術の継承 ・坂本八幡宮のお祭りや朝日地蔵の清掃など、集落や住宅地固有の生活習慣の継承 ・古都の光など、地域行事の際の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○既存の樹木・樹林はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。特に接道部分の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・配置などの工夫により背景となる山並みへの見通しを確保する。 ・素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないように配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の建築等*	素材・色彩	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
	外構・緑化	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。
工作物の建設等*		○工作物の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
建築物又は工作物の外観の変更等		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、古都太宰府の歴史文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、自然素材に近い落ち着いた色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（A）の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。 ○伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
路外駐車場の新設等*		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

*建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等：次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

*建築物又は工作物の外観の変更等：建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

*開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*道路や眺望点：原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。

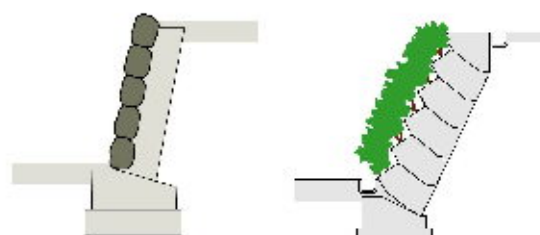
*路外駐車場の新設等：路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）（不特定多数の人が利用でる一般公共の用に供する駐車場）で料金を徴収するもの。の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■外構・緑化



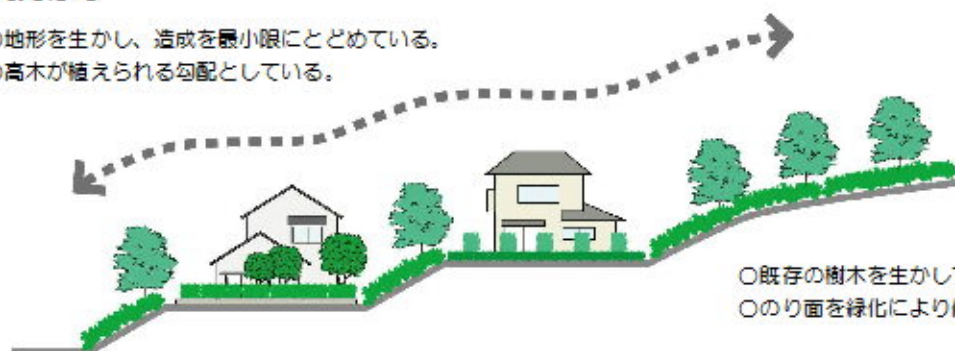
○敷地内を緑化するとともに、外周の緑化により駐車場を修景している。



○擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。

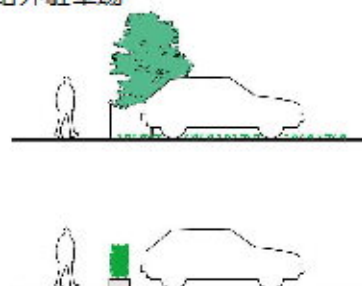
■開発行為

- 地形を生かし、造成を最小限にとどめている。
- 高木が植えられる勾配としている。



○既存の樹木を生かしている。
○のり面を緑化により修景している。

■路外駐車場



- 外周の緑化により、修景を行っている。
- 透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
工作物の建設等	煙突、柱、鉄塔、遊戯施設等	高さが15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100㎡を超えるもの
	橋梁、歩道橋、高架の道路等	長さが20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の変更等		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの
開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積が1,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が500㎡以上のもの

※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

※行為地が景観育成地区(階層3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58～参照)。

ウ 丘陵住宅区域 ～丘陵地の緑に囲まれた住宅区域～

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

西の大佐野・向佐野、東の高雄の丘陵地において、土地区画整理事業や民間住宅開発によって形成された計画的な住宅団地です。1970年代以前に開発された湯ノ谷、1970年～75年に開発された青葉台、長浦台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、高雄台など、大部分は1975年以前（昭和40年代）に開発されたものです。住宅地としては歴史も古く、既に多くの住宅が建てられています。

これら住宅団地は、緩やかな丘陵地に形成されているため遠景に美しい四王寺山や宝満山を望むことができます。また、生垣や庭木の豊かな低層住宅のまちなみが形成され、落ち着いた良好な住環境を有しています。したがって、本区域では低層で緑豊かな住環境を保全・形成することによって、丘陵地の緑に囲まれた住宅地景観の形成を目指します。



(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・ 建築行為等の前後における四王寺山や宝満山などの山並みの周辺からの見え方 ・ 生垣や庭の樹木など、計画的に形成された住宅地としての景観に配慮した素材の使用 ・ 住宅地の道路や河川の清掃、住宅団地の建築協定など、地域コミュニティ活動への配慮や環境維持のためのルールの継承 ・ 夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。 ○造成を行う場合は、切り土・盛り土を最小限にとどめる。 ○行為地内を緑化する。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺の緑になじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・ 素材は、経年変化により味わいが出るものとする。 ・ ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・ 建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会館で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないように配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の建築等*	素材・色彩	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
	外構・緑化	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。
工作物の建設等*		○工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
建築物又は工作物の外観の変更等		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色 は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下、それ以外の区域では高さ15m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○道路や眺望点などからのり面、擁壁が見える場合は、緑化等の修景に努める。 ○伐採した樹木の根株や表土などを利用して、早急に緑地の再生に努める。
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
路外駐車場の新設等*		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

*建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等：次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

*建築物又は工作物の外観の変更等：建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

*開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*道路や眺望点：原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。

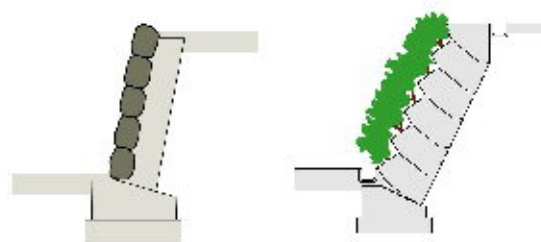
*路外駐車場の新設等：路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）（不特定多数の人が利用でき、一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの。）の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■外構・緑化



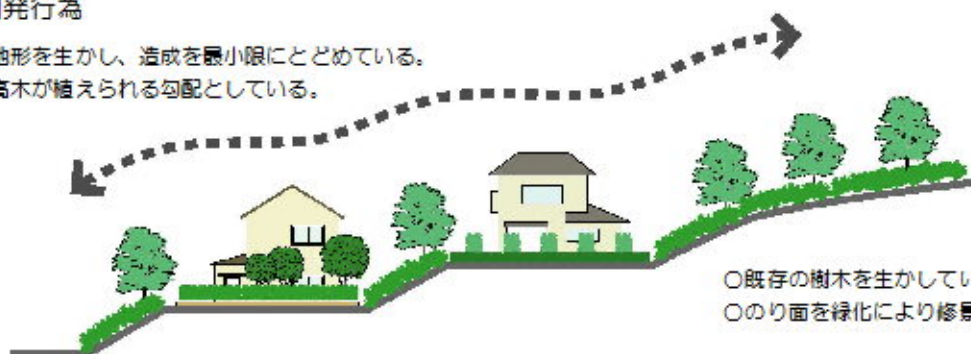
○敷地内を緑化するとともに、外周の緑化により駐車場を修景している。



○擁壁を設ける際、自然石や緑化ブロックを用いている。

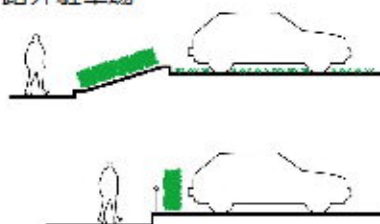
■開発行為

- 地形を生かし、造成を最小限にとどめている。
- 高木が植えられる勾配としている。



○既存の樹木を生かしている。
○のり面を緑化により修景している。

■路外駐車場



○外周の緑化により、修景を行っている。
○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
工作物の建設等	煙突、柱、鉄塔、遊戯施設等	高さが15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100㎡を超えるもの
	橋梁、歩道橋、高架の道路等	長さが20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の変更等		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの
開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積が1,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が500㎡以上のもの

※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

※行為地が景観育成地区(階層3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58～参照)。

※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

エ 賑わい区域 ～賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う区域～

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

太宰府天満宮の門前や西鉄五条駅周辺など、多くの観光客や買物客で賑わう区域に西鉄都府楼前駅周辺、大佐野交差点、太宰府IC付近を加えた計5箇所が対象です。

太宰府天満宮の門前は、初詣をはじめ年間を通じて多くの参拝客が訪れ、梅ヶ枝餅をはじめ土産物を扱う商店等が参道や小鳥居小路に軒を連ね、中には重厚な伝統的建築物で商いを続ける商店も見ることができます。

また、西鉄五条駅は市役所、中央公民館などの主要公共施設の最寄り駅であり、その周辺は地元住民にとって身近な商店街となっています。大佐野交差点や太宰府IC周辺ではロードサイド型のパチンコ店、飲食店、衣料店などが進出しており、賑わいはあるもののどこでも見られるような画一的なまちなみが形成されています。

これらは性格が異なりますが、いずれも市民や来訪者が「太宰府に帰ってきたな」、「太宰府に来たな、また来てみたいな」と実感できる特徴のあるまちなみづくりが求められる区域です。

したがって、本区域では連続感のあるまちなみの保全・創出や多様な緑化を推進することにより、賑わいや活力の中にも古都の風格が漂う景観形成を目指します。



(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における観光客や買物客が行き交う通りや人々が休息する公園などからの周囲の山の緑の見える方 ・昔ながらの商店やまちなみの連続性、門前のまとまりなどに配慮した素材の使用 ・通りや公園の清掃、恵比寿様の維持など、地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・天満宮の年中行事、商店街や商工会の主催によるイベントなど、買物客や観光客が楽しみながら歩き回れる通りの雰囲気
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○行為地の外周を緑化する。特に、駐車場や空地などは、まちの賑わいやまちなみの連続性に寄与するよう、接道部分の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺のまちなみになじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・建築物の壁面の位置をそろえて、連続性のあるまちなみをつくる。 ・大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより背景となる山並みから浮き立たない陰影を生じる外観とする。 ・周囲を圧迫しないような配置、外壁の意匠及び色彩とする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないように配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の建築等*	素材・色彩	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
	外構・緑化	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。
工作物の建設等*		○工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
建築物又は工作物の外観の変更等		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かした計画とし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するのり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下とする。 ・ただし、のり面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○のり面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。

路外駐車場の新設等 *	○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。
----------------	---

*建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等：次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

*建築物又は工作物の外観の変更等：建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

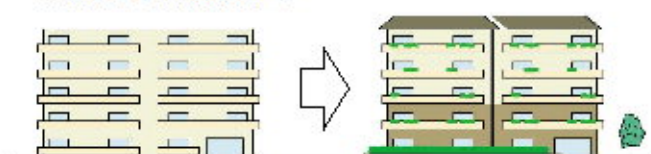
*開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*道路や眺望点：原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。

*路外駐車場の新設等：路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）（不特定多数の人が利用でる一般公共の用に供する駐車場に料金を徴収するもの。）の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠



○連続した大壁面は避け、凹凸のある形態や色彩により壁面を分節化している。



○隣接間隔や高さに配慮し、隣接する戸建て住宅への圧迫感を軽減している。

■路外駐車場



○外周の緑化により、修景を行っている。

○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
工作物の建設等	煙突、柱、鉄塔、遊戯施設等	高さが15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100㎡を超えるもの
	橋梁、歩道橋、高架の道路等	長さが20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の変更等 開発行為		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、 又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が500㎡以上のもの

※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

※行為地が景観育成地区(階層3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58～参照)。

オ 平坦市街地 区域 ～条坊の地割などを受け継いだ秩序ある市街地の区域～

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

大野城が築かれた四王寺山、^{きんざき}基肄城が築かれた基山、そして信仰の山である宝満山と天拝山に囲まれ、中央部を御笠川や鷺田川が貫流する盆地に位置します。ここでは、古来より大宰府政庁を中心として形成された条坊が市街地の基盤となってきました。

旧日田街道やどんかん道などの旧道沿いに通古賀をはじめとする旧集落や重厚な緑が維持された榎社が位置しており、それらをつなぐように道標、^{こしんとう}庚申塔、猿田彦等の石造物が往時の賑わいを今に伝えています。

その一方で、近年は派手な意匠の建築物や大規模な建築物が増え、太宰府らしさを伝えることが難しくなっています。

したがって、本区域では連続感のあるまちなみ形成や緑地の保全・創出を推進することにより、歴史や文化を感じることでできる秩序ある市街地景観の形成を目指します。



(イ) 景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○行為地周辺の景観資源を「太宰府の成り立ちと現況」と「文化遺産情報」で確認し、それらの生かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。 ・建築行為等の前後における四王寺山や宝満山、御笠川の川辺などの周辺から見た場合における当該建築物等の見え方 ・条坊、通古賀や吉松等の集落、どんかん道、旧日田街道など、歴史的な遺構などに配慮した施設の配置や素材の使用 ・道路、河川、社寺境内の清掃や道標、^{こしんとう}庚申塔の管理など地域コミュニティ活動や生活習慣の継承 ・夏祭りなど、地域行事の通り道となる場合は、行事のおもむきや味わいの継承
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○地域で親しまれている緑地や樹木はできる限り保存する。 ○行為地内を緑化する。特に隣接地と樹種や生垣の位置などをそろえて、連続性のあるまちなみ形成に努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、周辺のまちなみになじむものとし、特に以下の点に配慮する。 ・隣接する建築物と素材や色彩をそろえて、連続性のあるまちなみをつくる。 ・大規模な連続した壁面を避け、分節化などにより背景となる山並みから浮き立たない陰影を生じる外観とする。 ・戸建て住宅を圧迫しないような配置、高さ、外壁の意匠及び色彩とする。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等に用いる場合は、眩光を防止する。 ・建築物の外壁・屋根、工作物の外観は、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色を参照する。 ○建築物の付帯施設は、周辺から見た際に目立たないように配慮する。 ○建築物等の点検や樹木の剪定など、安全で快適な環境維持のために適切な管理を行う。

(ウ) 景観形成基準

		景観形成基準
建築物の建築等*	素材・色彩	○建築物の外壁・屋根の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
	外構・緑化	○敷地内を緑化する。その際、在来の樹木や花の種類を工夫し、緑化基準に基づく緑化率を確保する。外構緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。 ○擁壁などを設ける場合は、開発許可基準等に準拠しつつ、宝満石など地域固有の素材や技術を生かすよう努める。
工作物の建設等*		○工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
建築物又は工作物の外観の変更等		○建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩は、周辺のまちなみや背景とする自然環境と調和した色彩とし、 各見付面の基調色は色彩基準に基づくものとする。 ・なお、社寺等の歴史的建造物や遺跡の周辺では、景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色（B）の採用を検討する。
開発行為*		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○地形など自然条件を生かした計画とし、長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○り面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○長大なり面や擁壁を避け、以下のとおり計画する。 ・連続するり面（擁壁、小段を含む）の高さは、都市計画区域内で高さ10m以下とする。 ・ただし、り面が安定した状態で、高木の植生が回復可能な勾配の確保又は工法の採用が可能な場合はこの限りでない。 ○り面は緑化可能な勾配とし、擁壁は自然素材や緑化ブロックの使用などにより修景に努める。
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
路外駐車場の新設等*		○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材の使用に努める。

*建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転

*工作物の建設等：次に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・観光用エレベーター又は観光用エスカレーター、コースター、観覧車その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・擁壁、塀その他これらに類するもの
- ・橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道その他これらに類するもの

*建築物又は工作物の外観の変更等：建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

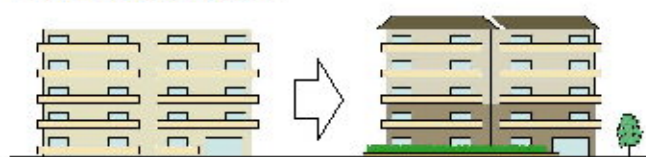
*開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*道路や眺望点：原則として、「自然と歴史と暮らしをつなぐ景観」に位置づけられた場所をいう。

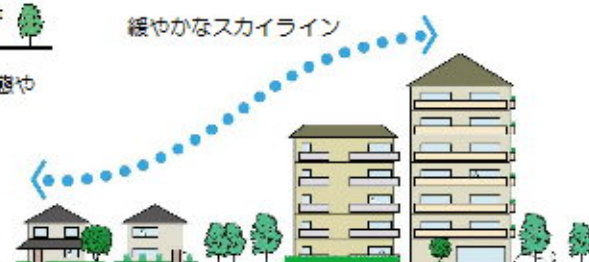
*路外駐車場の新設等：路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）（不特定多数の人が利用でる一般公共の用に供する駐車場で料金を徴収するもの。）の新設、増設又は改修

【景観形成の参考例】

■建築物等の形態意匠

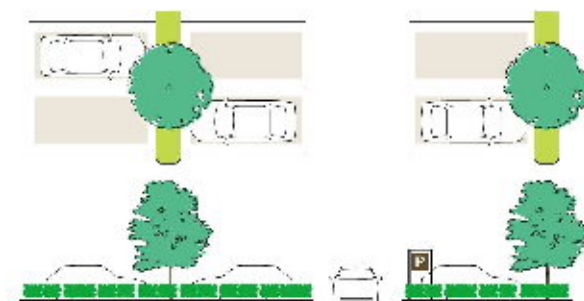


○連続した大壁面は避け、凹凸のある形態や色彩により壁面を分節化している。



○隣棟間隔や高さに配慮し、隣接する戸建て住宅への圧迫感を軽減している。

■路外駐車場



○外周の緑化により、修景を行っている。
○透水性舗装や緑化ブロックなど保水性・透水性のある舗装材を使用している。

(工) 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さが10mを超えるもの、又は延べ面積が500㎡を超えるもの
工作物の建設等	煙突、柱、鉄塔、遊戯施設等	高さが15mを超えるもの
	擁壁等	高さが3mを超えるもの、又は1面の見付面積が100㎡を超えるもの
	橋梁、歩道橋、高架の道路等	長さが20mを超えるもの
建築物又は工作物の外観の変更等		上記記載の各物件の対象規模を超えるもので且つ変更部分が外観の合計見付面積の1/2を超えるもの
開発行為		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		面積が1,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超えるのりが生じるもの
屋外における物件の堆積		堆積の高さが5mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が500㎡を超えるもの
路外駐車場の新設等		面積が500㎡以上のもの

※景観育成地区の届出対象行為は別途定める。

※行為地が景観育成地区(階層3)と重なる場合は、当該地区の届出対象行為に基づき特定照明の届出が必要となる(P58～参照)。

(3) 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）の方針と公共施設景観協議

市全域の景観をつなぐ交通軸、河川軸、眺望の3つの要素について各々の方針を定めます。各要素の方針は、道路や鉄道、河川に面する行為地及び眺望点から望むことができる行為地において景観形成を進める際に配慮すべき事項として定めます。

また、交通軸や河川軸については、大部分が国、県、市が管理する公共施設となるため「（仮称）公共施設の景観形成の指針」の策定を検討し、良好な景観を形成するための公共施設の役割を明確にし、先導的役割を持たせます。

「（仮称）公共施設の景観形成の指針」では、景観形成について公共施設管理者が協議する場として公共施設景観協議を位置づけます。

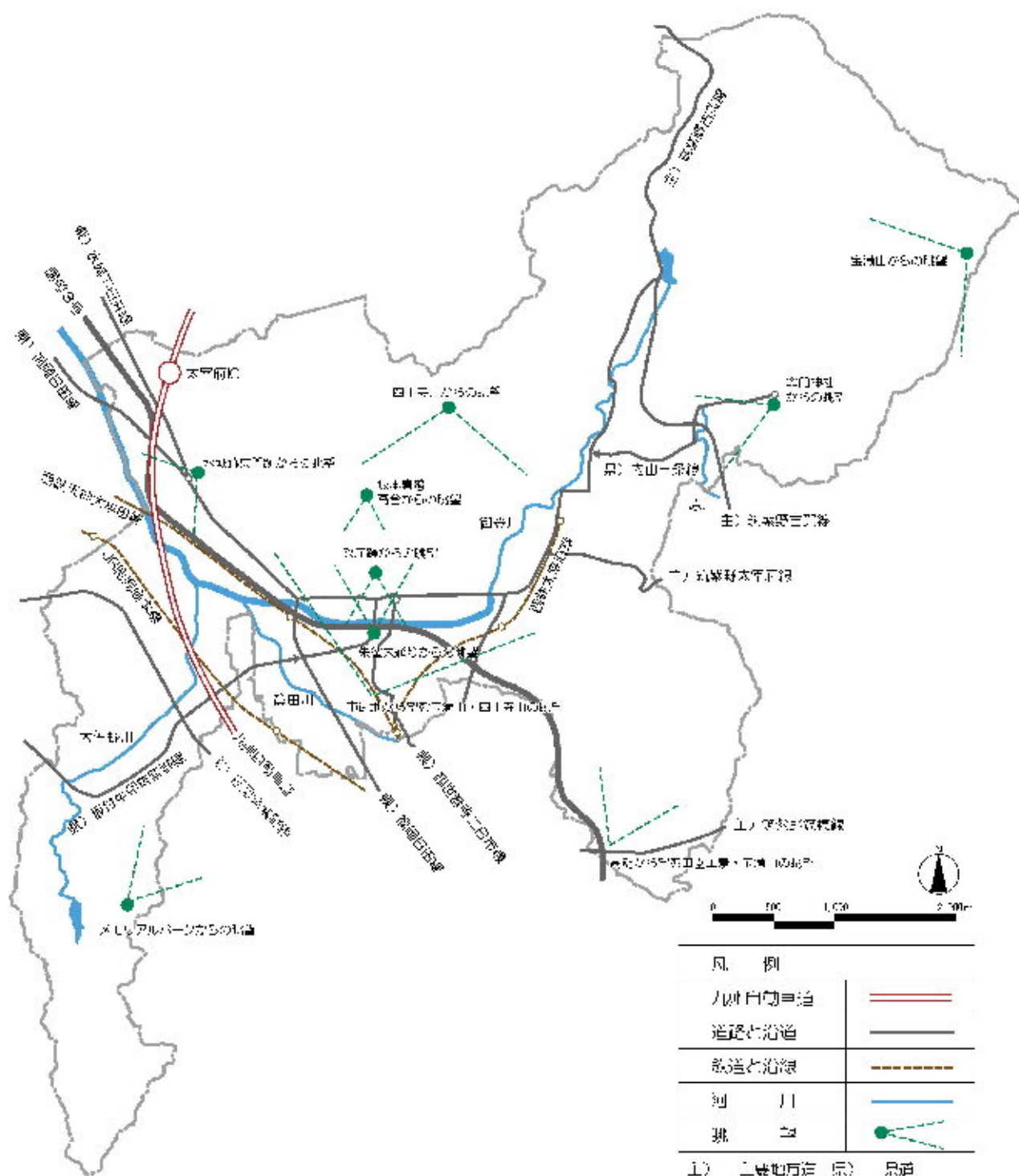


図 自然と歴史と暮らしをつなぐ3つの景観（階層2）

ア 交通軸（幹線道路沿道及び鉄道沿線）

（ア）景観形成の基本的な考え方

市域西側の平坦部を九州自動車道、国道3号、主要地方道福岡筑紫野線、県道福岡日田線、JR鹿児島本線、西鉄天神大牟田線などの交通網が集中して発達しており本市の骨格的な交通軸となっています。また、九州自動車道の太宰府ICが北西に位置し、福岡都市圏の玄関口となっています。

現況では、道路の植樹帯や沿道の緑化など、周辺の遺跡や山並みとの調和を図っている区間もありますが、目立つことだけを目的としたような沿道の建築物や屋外広告物も見られます。

したがって、これら交通軸においては、連続した緑空間の形成や秩序あるまちなみ形成によって緑陰と統一感のある景観形成を目指します。



（イ）景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、 保全・活用する	○次の道路や鉄道に面する行為地は、当該道路や鉄道の歴史や特徴を把握し、まちなみの連続性や車窓からの見え方に配慮した計画とする。 ・国道3号、主）福岡筑紫野線、主）筑紫野古賀線、主）筑紫野太宰府線、主）筑紫野筑穂線、県）板付牛頭筑紫野線、県）水城下臼井線、県）福岡日田線、県）観世音寺二日市線、県）内山三条線、九州自動車道 ・JR鹿児島本線、西鉄大牟田線、西鉄太宰府線
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○行為地の道路に面する部分を緑化し、連続した緑の生け垣をつくる。 ○街路樹と連携し、低・中・高木による立体的な緑化に努める。 ○空気浄化作用に配慮した、緑陰のある連続した街路樹整備を推進する。【道路管理者】
周辺環境との調和を図る	○道路から見た際に、建築物や工作物の高さや形態意匠に秩序が感じられるスカイラインとする。 ○目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。

（ウ）公共施設景観協議

景観形成の方針に位置づけた道路については、景観重要道路の候補とし、第3章2、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づいて良好な公共施設景観の形成を進めます。

なお、公共施設整備による景観形成は先導的な役割を担うものであり、また本市全域の一体感や連続性に配慮した整備を推進する必要があることから、景観重要道路の指定に平行して「（仮称）公共施設の景観形成の指針」の策定を検討します。指針では、公共施設景観協議を位置づけ、複数の公共施設が太宰府の景観を意識した整備を実施できる体制をつくります。そして、道路を車で走ったり歩いたりする各場面において、太宰府らしさを実感できる整備を推進します。

イ 河川軸（河川及び河岸）

（ア）景観形成の基本的な考え方

御笠川は、宝満山を水源とし、大佐野川や鷺田川と合流して博多湾に注ぐ河川で、市民にとって最も身近な水辺です。

現況では、桜並木や遊歩道などが整備され、憩いの場として親しまれていますが、コンクリートブロックの護岸や統一感のない防護柵など、親水性に欠け、動植物の生息が困難な箇所も見られます。また、河川に面する箇所が裏側になっている建築物の中には、管理が行き届かず雑然としているものもあります。

したがって、これら河川軸においては、流下能力の確保を図りながら、緑地の回復・保全・創出や川に顔を向けたまちなみ形成によって、河川が山並みやまちなみと一体になった自然であることが実感できるような景観形成を目指します。



（イ）景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○次の河川に面している行為地は、河川の歴史や特徴を把握し、河川に沿ったまちなみの連続性や河岸からの見え方に配慮した計画とする。 ・御笠川 ・大佐野川 ・鷺田川 ・原川
太宰府固有の緑を回復・保全・創出する	○行為地の河川に面する部分を緑化し、河川と一体になった親水空間をつくる。 ○河岸緑地や並木道を保全・創出する。【各公共施設管理者】
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。 ○川に面する建築物外壁の形態意匠、素材、色彩は河岸の風景になじむものとし、設備類は周囲の遮へいなどにより修景を行う。

（ウ）公共施設景観協議

景観形成の方針に位置づけた河川については、景観重要河川の候補とし、第3章2、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づいて良好な公共施設景観の形成を進めます。

なお、公共施設整備による景観形成は先導的な役割を担うことから、景観重要河川の指定に平行して「（仮称）公共施設の景観形成の指針」の策定を検討します。指針では、公共施設景観協議を位置づけ、複数の公共施設が太宰府の景観を意識した整備を実施できる体制をつくるとともに生物の多様性に配慮した多自然型の整備を推進します。

ウ 眺望点

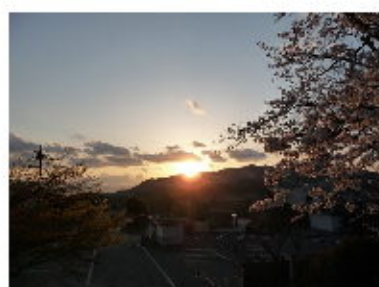
(ア) 景観形成の基本的な考え方

景観に関する市民意識調査と、景観まちづくり市民会議の意見に基づいて定めた眺望点からの眺めを対象とします。

本市には、目じるしとなる自然や文化遺産が多数ありますが、とりわけ宝満山と四王寺山は市街地のあらゆる場所から同時に望むことのできるシンボルです。また、四王寺山の眺望点のひとつである岩屋城跡や水城東門跡などは、市街地を一望できる場所として整備されています。

そこから緑の多さや土砂崩れが起きた箇所、整った屋根並みや突出した建築物や工作物など、様々な特徴が認識できることから、眺望は「古都太宰府の風景」にふさわしい自然の風景やまちなみが保全・創出されているか、市民一人ひとりが確かめるうえで不可欠な要素です。

したがって、連続性のあるまちなみの形成、まとまりのある緑地の保全によって、スカイラインの整った古都太宰府の眺望景観を形成します。また、併せて眺望点の整備を行います。



(イ) 眺望点共通の景観形成の方針

基本方針	景観形成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○眺望点から望むことのできる建築行為等は、屋根、壁面、のり面、擁壁、屋外広告物の見え方を把握し、眺望景観に配慮した計画とする。 ○次の眺望点は、古都太宰府の風景を眺める代表的な視点場として整備・修景を行う。 ・四王寺山、宝満山、竈門神社、メモリアルパーク ・坂本集落の高台 ・水城東門跡 ・政庁跡、朱雀大通り
太宰府固有の緑を回復・保全・創出する	○斜面緑地を保全する。 ○社寺林、屋敷林及びそれらと一体となった樹林地を保全し、景観上重要な樹林地の木竹を適切に管理する。
周辺環境との調和を図る	○建築物等の形態、素材、色彩は、各区域の景観形成の方針による。 ○目じるしや象徴となっている文化遺産への視界を確保する。 ○山並みの輪郭を隠さないようにする。 ○視点場から俯瞰した際、周囲から突出しないような高さや色彩とする。

(ウ) 類型別の景観形成の方針

眺望点と眺望の対象		景観形成の方針
見下ろす (俯瞰)	四王寺山、宝満山、竈門神社、メモリアルパークから見る市全景	○視点場とアクセス路の整備、維持・管理を推進する。【各施設管理者】 ○視点場周辺の樹木等の管理を適切に行い、見晴らしを確保する。
	坂本集落の高台から見る棚田、集落景観	○棚田や集落への視界を確保したい視点場を定め、見晴らしを確保する。 ○高台から目立つ位置に農業用施設などを配置する場合は、屋根の色彩や周囲の緑化などにより修景を施す。
	水城東門跡、政庁跡から見る市街地	○視点場周辺の樹木等の管理を適切に行うとともに、遺跡周辺の建築物等の高さを抑え、遺跡全体の見晴らしを確保する。 ○建築物の屋根形態や工作物などは、視点場から見た際に秩序が感じられるものとする。
見上げる (仰観)	市街地から望む宝満山・四王寺山、高雄から望む田園風景と宝満山	○交差点や幹線道路の特定区間など、山並みへの視界を確保したい視点場を定める。 ○建築物等の配置や形態は、定めた視点場から山並みの輪郭を隠さないようなものとする。
	政庁跡、朱雀大通りから見る四王寺山	○街路樹の維持・管理を適切に行うとともに、沿道の緑化を推進し、遺跡と一体となったまちなみを保全・創出する。

(エ) 行為の制限及び景観協議について

建築物等の高さについては、類型別の景観形成の方針に沿って都市計画法に基づく高さ制限と連携することにより、良好な眺望景観の保全・形成を図ります。

さらに、大規模な行為（景観計画区域における届出対象行為）などについては、景観形成の方針に位置づけた眺望点から望んだ際の見え方について事前協議ができる仕組みを検討していきます。

(オ) 建築物の高さ

a 高さ制限の基本的な考え方

本市では、都市計画法に基づいて用途地域、高度地区、地区計画を定め、建築物の高さを制限しています。今後も、山並みや遺跡群が身近に感じられるよう、市街地や住宅地から見る山並みへの眺望などを保全するために建築物の高さ制限を維持・推進します。

b 高さ制限の方針

- 遺跡と一体となった市街地景観を形成するため、水城跡周辺の高度地区指定を検討します。
- 太宰府天満宮参道などのきめ細かな高さ制限については、住民等の意見を踏まえ、高度地区に加えて景観地区や地区計画を定めることも併せて検討します。

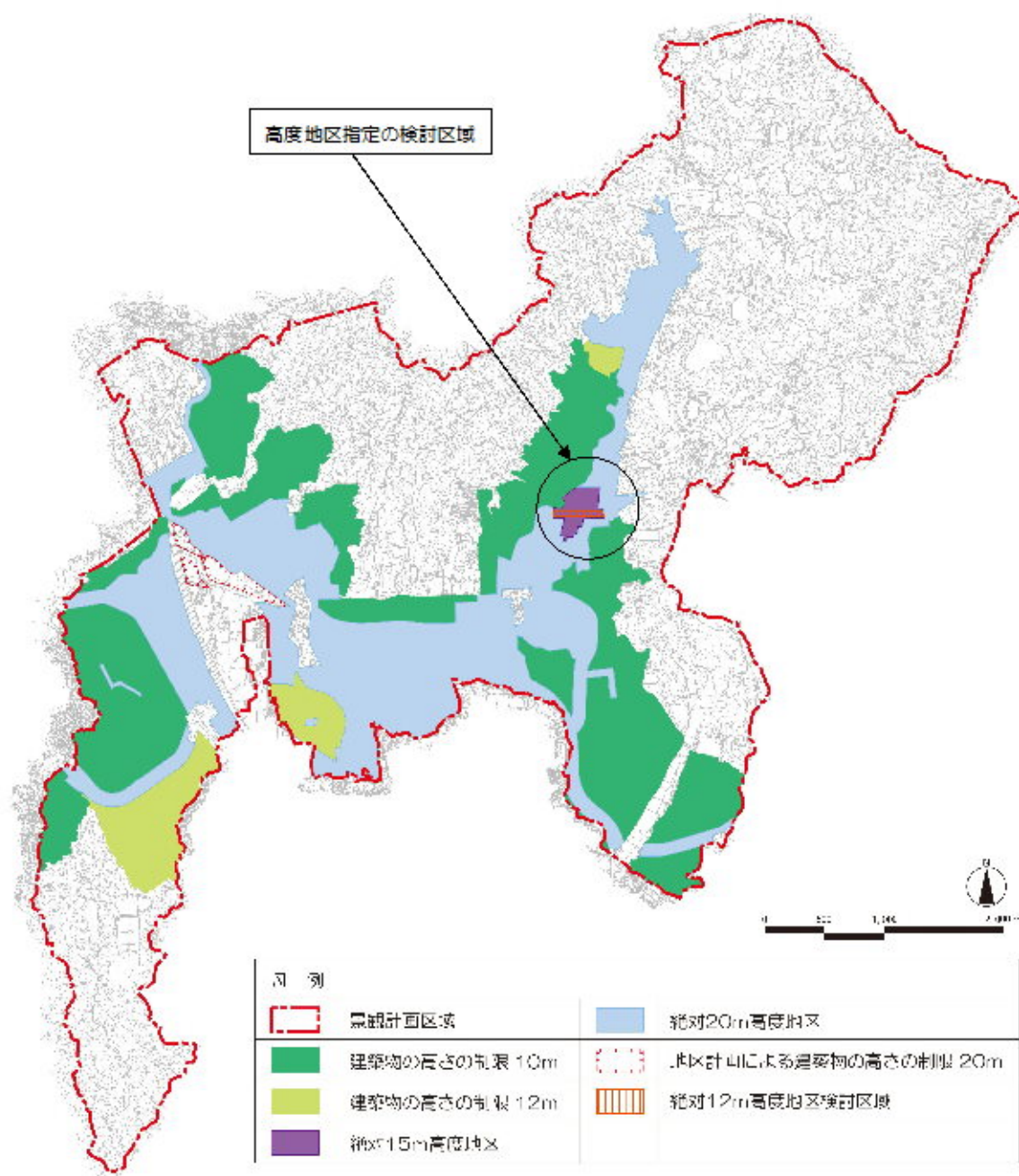


図 建築物の高さの制限

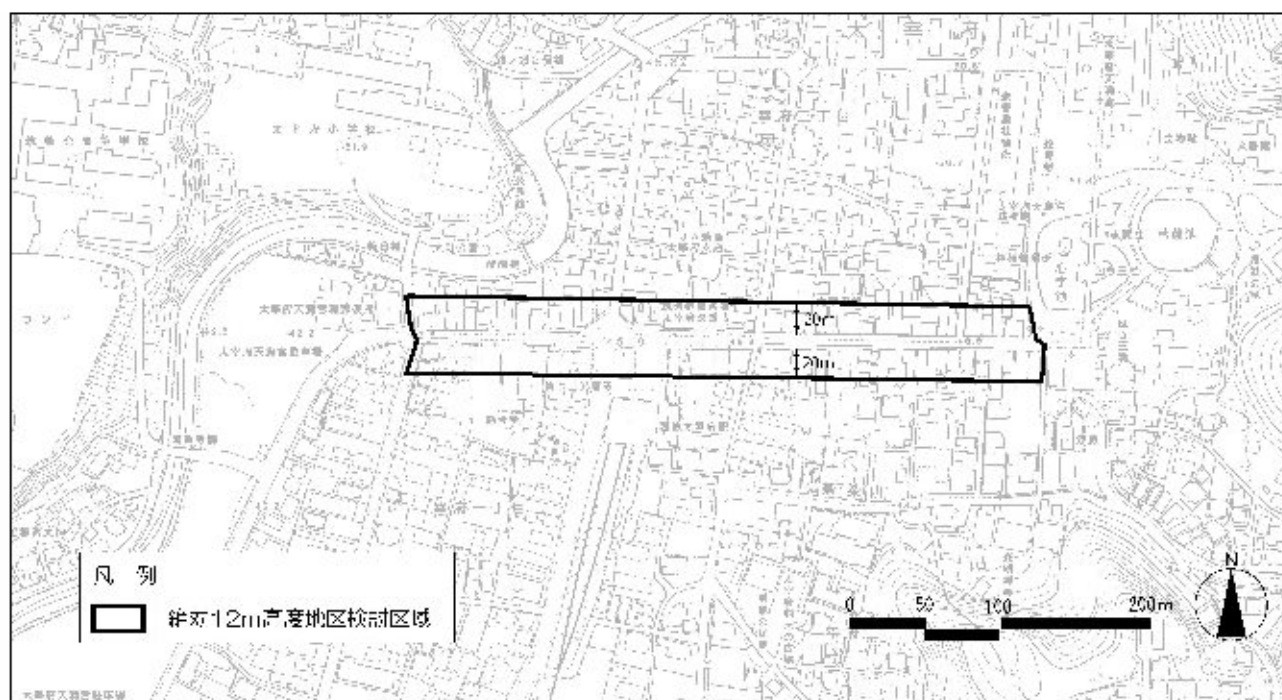


図 高度地区指定検討区域（太宰府天満宮参道）

3 景観育成地区の良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項

(1) 景観育成地区の指定の方針

景観育成地区は、景観上重要な地区で建築行為等に対するきめ細かな基準による規制、国・県・市等による重点的な景観整備等により、積極的に良好な景観の形成を図る地区として指定します。

その際は、原則として市民遺産の内容に基づき、住民や育成団体等と協議を踏まえて指定します。市民遺産の認定によらず、行政が先導的に進める必要がある地区においても将来的には市民遺産となることを目指します。

本計画においては、これまでの景観保全やまちなみ形成の取り組みに基づいて「人と遺跡の共存史地区」と「天満宮と幸府宿地区」の2地区を位置づけますが、当該地区の根拠となる市民遺産の認定に伴い「市民遺産カルテ」が作成され、市ホームページ等で公開された場合には、その内容を確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った行為のあり方を検討します。

今後は、市民遺産をその土地の文脈を端的に表す根拠として位置づけ、市民遺産の認定に応じて適宜景観育成地区の拡充を図ります。

なお、都市計画決定を伴う景観地区の指定は、景観育成地区の指定要件を満たすこととします。

表 景観育成地区の指定要件

地区の種類	地区の特徴
ア 市の顔となる地区	・駅周辺地区 ・歴史的なまちなみが形成されている地区 ・官庁施設、学校など、主要な施設が立地する地区
イ 生業と歴史が一体となって継承されている地区	・商業地、観光地など、賑わいと活気が歴史とともに醸成されている地区 ・農業を振興し、集落環境を保全している地区
ウ 良好な沿道・沿線景観を有する又は形成しようとする地区	・歴史的な建造物や行事などを受け継ぐ通り ・市民遺産を構成する文化遺産を結ぶ道路、散策路 ・都市の骨格をなす交通軸、河川軸
エ 良好な住宅地・集落景観を有する又は形成しようとする地区	・緑豊かなまちなみを保全又は形成する住宅地 ・伝統的な農家住宅や石積、生垣等を受け継ぐ集落

表 景観育成地区の指定地区と指定を検討する地区

	地区名	指定要件
指定地区	人と遺跡の共存史地区	イ、エ
	天満宮と幸府宿地区	ア、イ、ウ

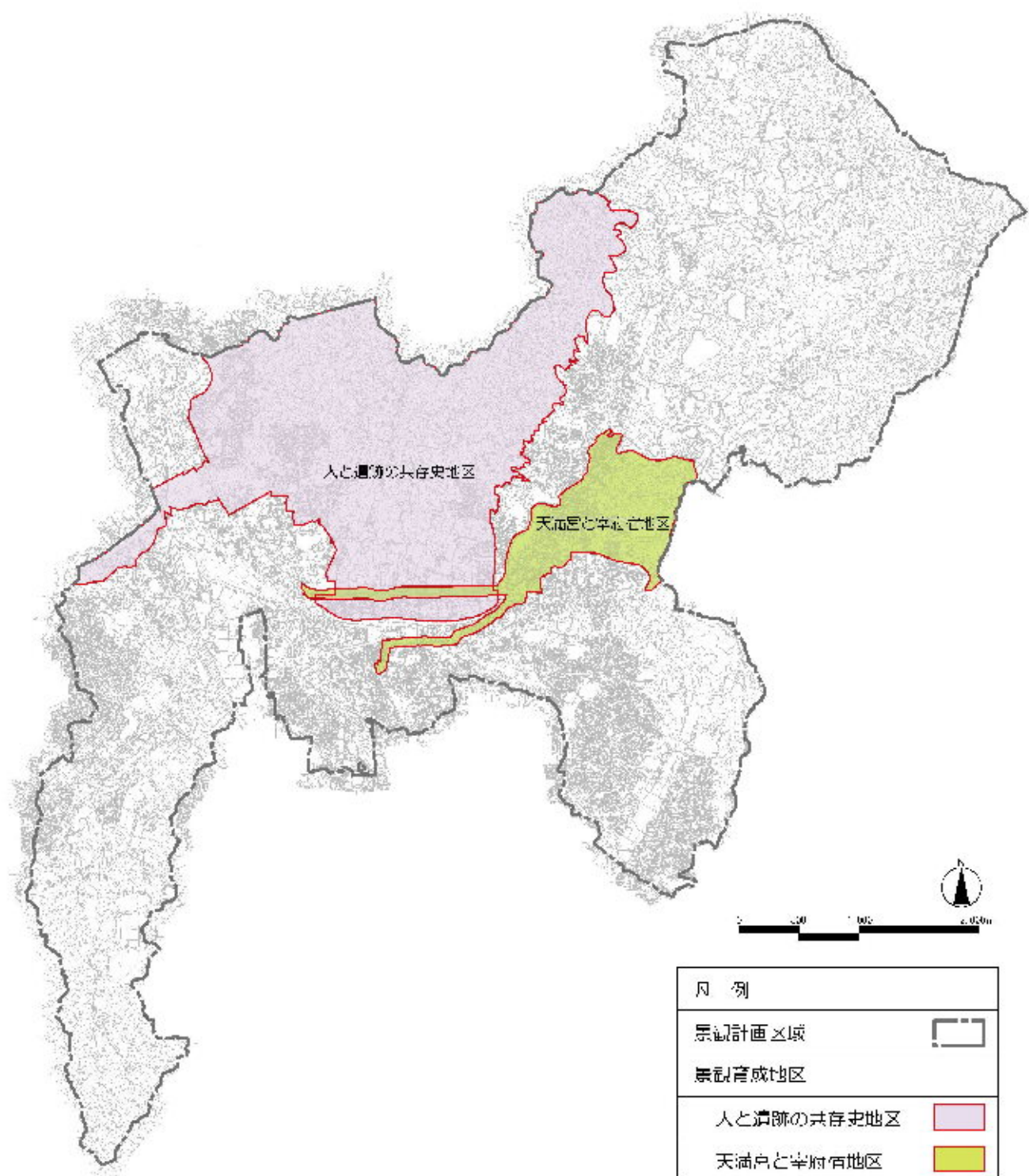


図 対象区域

(2) 個別の景観育成地区（階層3）の方針と行為の制限に関する事項

ア 「人と遺跡の共存史」景観育成地区の方針と行為の制限に関する事項

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

四王寺山とその麓に位置する集落及び水城跡と隣接する低層住宅地からなる地区です。

本地区の遺跡群は、文化財保護法に基づく史跡地に指定して保存するという制度が誕生する前から、遺跡であることを人々に検証されてきました。そして、人々は保存と開発について話し合いながら遺跡と共に暮らしてきました。

この事実を表徴する遺跡群と周辺の農地、集落、かつての里山が一体となった姿を継承していくことが、景観を形成していくうえで必要不可欠です。

また、市では「太宰府市景観保全に関する指導要綱」に基づいて、史跡地及びその周辺の景観保全のために美観地区を定め、建築物の形態意匠について景観誘導を進めてきました。

したがって、本地区では美観地区の取り組みを景観法に基づく景観誘導へ移行し、山並みと農村集落、住宅団地などの調和を育成することによって、人と遺跡が共に歩んできた歴史の重層を物語る景観形成を目指します。

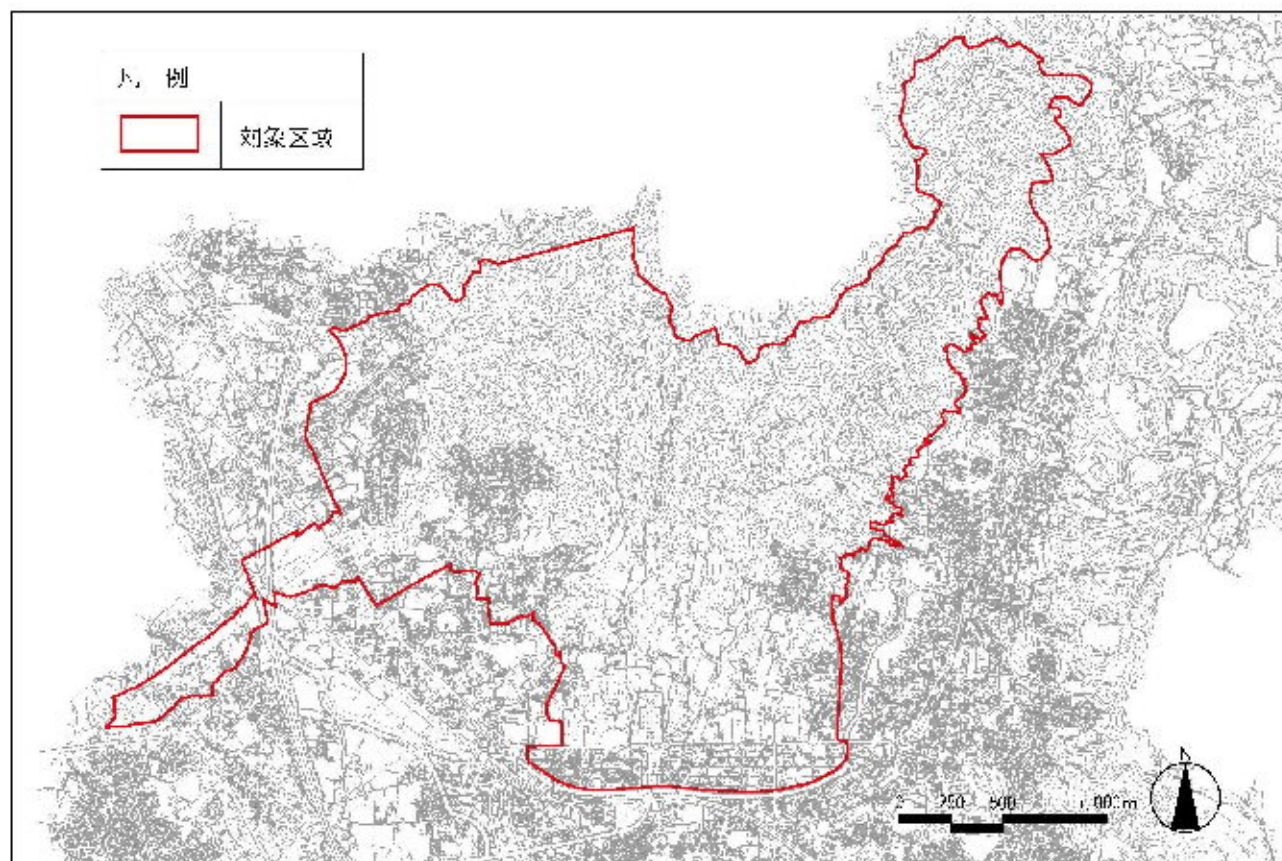


図 人と遺跡の共存史地区の区域

(イ) 景観育成の方針

基本方針	景観育成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○「人と遺跡の共存史」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民遺産カルテを確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った計画とする。 また、必要に応じて市民遺産登録者などに聞き取りを行う。
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○社寺林やかつての里山と一体になった樹木や緑地を保全する。 ○行為地内を緑化する。特に駐車場の外周部分の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○本地区内の行為は、四王寺山、水城跡、大宰府跡、観世音寺、戒壇院などの景観資源に隣接し、視覚的に一体のものとなる。このため、これらの景観資源を主役と見立て、周辺における行為が単独で目立ち過ぎないように、次の点に留意した計画とする。 ・建築物等は、戒壇院、観世音寺宝蔵、坂本八幡神社、衣掛天満宮その他の社寺や既存の住宅と協調し、その家並みが一体となって視覚的リズムを形成する形態意匠とする。 ・建築物の屋根は、背景となる四王寺山や月山、蔵司などの丘陵の輪郭に合わせた形態意匠とする。 ・照明は、月山上空の月、大宰府跡の水路のホタル、四王寺山上空の星空、朝日地蔵の祭りの灯など、歴史的な雰囲気損なわないよう配慮する。 【なお、史跡地については別途文化財保護部局と十分協議を行う必要がある。】

(ウ) 景観育成基準

	景観育成基準
建築物の建築等、工作物の建設等及び建築物又は工作物の外観の変更等	形態意匠 ○史跡地及びその周辺の良好な景観の保全に配慮した形態意匠とする。 屋根 ○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画困難な部分*を除く。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。 設備類 ○公共の場から目立たない場所に配置し、周囲の遮へいなどにより修景を施す。 色彩・素材 ○屋根の色彩は周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。 外構・緑化 ○敷地の接道部分は、木柵や生垣、茶系のフェンス等の採用に努める。
開発行為	○のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。 ○やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、緑化等による修景に努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。 ○やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、緑化等による修景に努める。
屋外における物件の堆積	○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。
特定照明*	○演色性の高い光源を採用する。 ○効率的な照射により生態系や周辺環境への光害とならないよう努める。

* 設備計画困難な部分：用途上大型の空調設備機器又は電気設備機器若しくは衛生設備機器が必要な建築物において、当該設備機器を屋根上に設置する場合に必要な最小限の部分。

* 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ

【主要な景観育成の方針・景観育成基準】

■建築物等の形態意匠



- 屋根の形態は山並みの流れと合わせ、緩やかで同じリズムとなるようにする。
- 同じリズムや流れを損なうような片流れは避ける。2軒一対のデザインや緑化修景などでリズムを保っている場合はこの限りでない。

（工）届出対象行為

対象行為	対象規模等
建築物の建築等	建築確認申請を要するもの*
工作物の建設等	
建築物又は工作物の外観の変更等	変更部分が外壁の合計見付面積の2分の1を超えるもの、又は道路からの見付面を含むもの。
開発行為	面積が500㎡を超えるもの、又は高さが3mを超えるのりが生じるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
屋外における物件の堆積	堆積の高さが2mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が100㎡を超えるもの
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更で期間が14日を超えるもの
路外駐車場の新設等	自然と歴史と暮らしを表す5つの景観（階層1）の規模による

※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

※建築確認申請を要するもの：建築物の建築等にあつては建築基準法第6条第1項1号から4号までに掲げる規模の建築物（都市計画区域内、準都市計画区域内の全ての建築物）であり、工作物の建設等にあつては建築基準法第88条第1項及び第2項に掲げる指定工作物である。

イ 「天満宮と宰府宿」景観育成地区の方針と行為の制限に関する事項

(ア) 区域の特性と景観形成の基本的な考え方

太宰府天満宮は、「学問の神」菅原道真の墓所の上に社殿を造営してその御霊を祀った神社です。歴史ある天満宮には、「神幸式」「鬼すべ」「うそ替え」といった多くの伝統行事が受け継がれています。

「さいふまいり」は、近世から学問の神信仰として流行した天満宮参詣と観光を兼ねた旅行で、今も多くの人で賑いをみせています。

「さいふまいり」の通り沿いには、歴史的建築物、商売繁盛や豊作の神として祀られる恵比寿様が数多く点在し、まちなみに変化を与えています。また、閑屋の交差点には道標と一の鳥居が残されており、人々の往来の歴史を今に伝えています。

そこで、これらを継承していくことが景観を形成していくうえで重要です。

したがって、本地区では太宰府天満宮の参道、さいふまいりの道筋であった政庁通り、そして神幸式の御神幸が通るとんかん道をはじめとする旧道を中心に、それぞれの歴史と伝統を尊重した景観形成を目指すため、地区を特性に応じた 5 つのゾーンに区分して景観形成を進めます。

また、参道には参詣者の利便性を高めるために、沿道住民により明治 28 年まで遡る 1 階の下屋庇・付庇等(以下、「下屋庇等」とする。)を出し、日除け、雨除けに供する景観が維持更新され、現代まで参詣者へのおもてなしとして太宰府天満宮参道の個性ある景観を保ち続けています。

この下屋庇等がある参道景観を保全するため、下屋庇等を設置している建築物、さらには記録などで下屋庇等があったことが履歴としてたどれる建築物がある地区を、太宰府天満宮参道景観保全地区(以下「保全地区」とする。)とし、景観重要建造物指定などを考慮しつつ景観の保全に取り組みます。

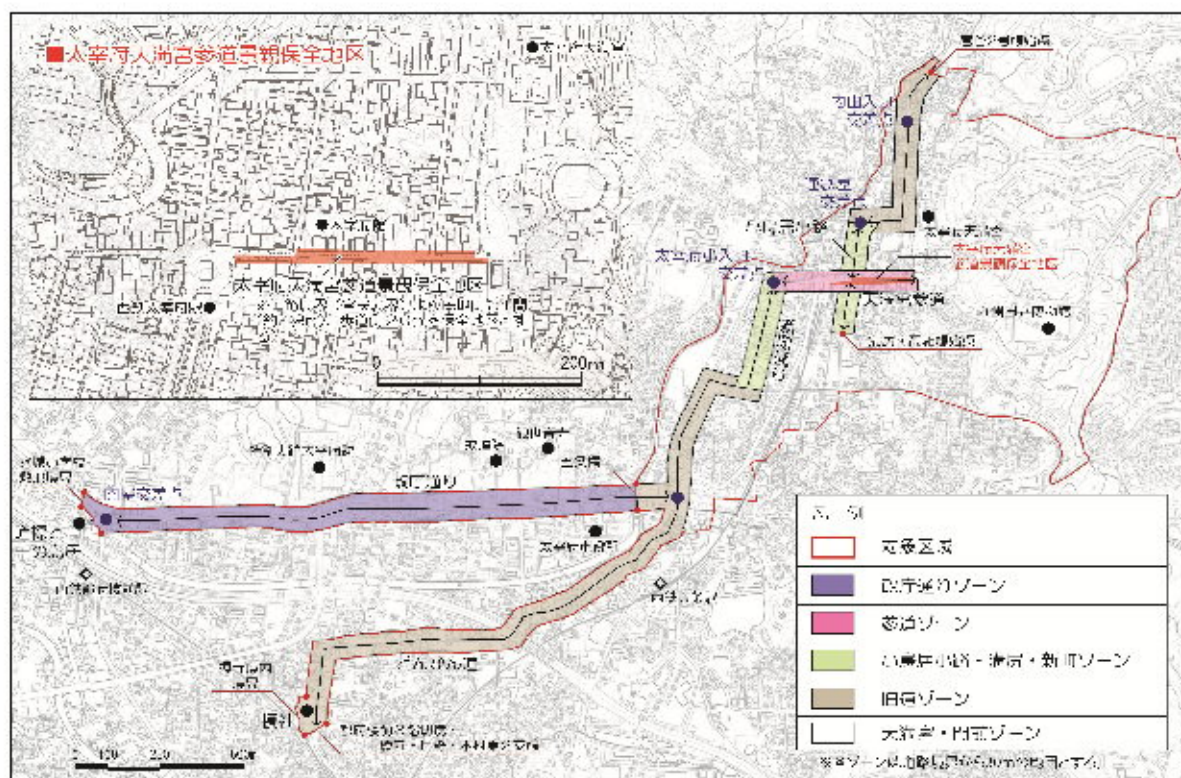


図 天満宮と宰府宿地区の区域とゾーン区分

(イ) 地区共通の景観育成の方針

基本方針	景観育成の方針
景観資源を認識し、保全・活用する	○「天満宮と幸府宿」に関する市民遺産が認定されている場合は、当該市民遺産カルテを確認し、市民遺産を守り育てる視点に立った計画とする。 また、必要に応じて市民遺産登録者などに聞き取りを行う。
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○各ゾーンを特徴づける緑と連携しながら行為地内の緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○各ゾーンを特徴づける歴史的建造物などの文化遺産と連携・協調した建築物等の形態意匠とする。 ○歴史的建築物の集積の度合いを検討のうえ、必要場合は高さや壁面線の制限を行う。 ○照明は、各ゾーンを特徴づける伝統行事に配慮し、歴史的な雰囲気を変えないように計画する。 ○建築物等と屋外広告物等の一体的な景観誘導を推進するために「広告物景観育成地区」を設定する。 ・優れた伝統を尊重した屋外広告物の素材・形態 ・まちなみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置・形態・色彩

(ウ) ゾーン別の景観育成の方針

基本方針	景観形成の方針				
	政庁通りゾーン	参道ゾーン	小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン	旧道ゾーン	天満宮・門前ゾーン
景観資源を認識し、保全・活用する	○関屋の一の鳥居から天満宮に至るまで、「さいふまいり」の歴史がある。通りの良好な景観を保全しながらも、回遊性を高める新たな景観の創造に配慮した計画とする。	○太宰府天満宮を代表する祭り「神幸式」や氏子の火祭り「鬼すべ」の通り道である。多くの歴史的建造物や疎水など、歴史を裏付けるものとの調和を図るため、歴史的様式を踏襲した計画とする。	○太宰府天満宮を代表する祭り「神幸式」や氏子の火祭り「鬼すべ」の通り道である。庚申塔、恵比寿様など、地域の歴史を伝える文化遺産との調和の取れた計画とする。	○太宰府天満宮を代表する祭り「神幸式」や氏子の火祭り「鬼すべ」の通り道である。庚申塔、恵比寿様など、地域の歴史を伝える文化遺産との調和の取れた計画とする。	○庚申塔、恵比寿様など、地域の歴史を伝える文化遺産との調和の取れた計画とする。
太宰府固有の緑を修復・保全・創出する	○行為地内を緑化する。特に接道部分の緑化に努め、街路樹のクスノキと連携して緑陰を創る。	○参道の奥の遠方に見える社叢や昔の里山の見え方に配慮する。 ○間口が狭く、奥行きが深い敷地に特有な中庭等による緑化を検討し、入口付近から奥に緑がかいま見られるように配慮する。	○行為地内を緑化する。歴史的建造物と緑の調和に努め、接続部分に緑化が施せない場合にも中庭等による緑化を検討し、入口付近から奥に緑がかいま見られるように配慮する。	○行為地内を緑化する。特に接道部分の緑化に努め、緑の木茶屋のムクノキ、太宰府天満宮の大楠、金掛梅、血方持さまのエノキなど、緑の文化遺産と連携を図る。	○昔の里山や社寺林と連携し行為地内を緑化する。 ○御笠川や藍染川などの河川や水路と連携し、親水性に配慮した緑化に努める。
周辺環境との調和を図る	○建築物等は、歴史的に配慮した形態意匠とする。 ○照明は、月山上空の月、四王寺上空の星空、社寺の深い軒と樹木による陰影など、歴史的な	○通りを構成する建築物の素材感を統一するため、使用する材料は伝統的素材や自然素材の採用に努める。 ○伝統建築物（狭い間口で開放的、入母屋や切妻の屋根、下屋底、掃き出し縁等）の継承に努め	○歴史的建造物の近辺では、その建造物に協調した形態意匠の採用に努める。 ○小鳥居小路では、伝統建築物（切妻造の屋根、下屋底、格子窓、硝子戸等）の継承に配慮する。	○照明は神幸式の提灯や鬼すべの松明など、歴史的な雰囲気を損なわないよう配慮する。	○歴史的建造物の近辺では、その建造物に協調した形態意匠の採用に努める。 ○照明は庚申塔、恵比寿様の祭りの灯など、歴史的な雰囲気を損なわないよう配

雰囲気を変えないよう配慮する。 ○照明は歴史的な雰囲気を損なわないよう配慮する。	る。 ○照明は歴史的な雰囲気を損なわないよう配慮する。			慮する。
○自己の店舗や事務所のある敷地以外への屋外広告物の設置は避け、やむを得ず設置する場合は最小限にとどめる。 ○屋外広告物の地の色（文字以外の部分）は、建築物の外壁や屋根の色彩と調和した落ち着いた色のある色の採用に努める。 ○ネオンや点滅、動光を伴う屋外広告物は設置しないよう努める。 ○屋上広告物は設置しないよう努める。				

■太宰府天満宮参道景観保全地区に見る下屋庇等がある景観

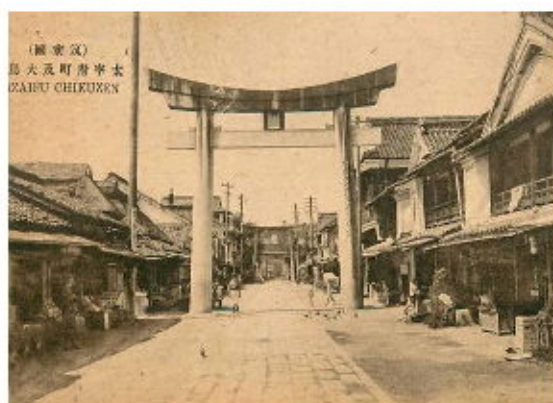
現在、参道東端には明治 28 年建立の石製鳥居が建っていますが、延壽王院前にて撮影された写真には、その鳥居が写り込んでいません。この写真から参道沿いの建築物に庇を出している様子が伺えることから、この頃には既に下屋庇等が設置されていたことが分かります。その後、建築基準法施行（昭和 25 年）前から参道沿いの人々によって参詣者の利便性向上を目的に随時更新されてきているのが見てとれます。



●延壽王院前【明治 28 年以前】



●参道の景観【大正 8 年】



●参道の景観【大正年間ごろ】



●参道の景観【大正 13 年】

※掲載写真：個人所蔵

(工) 景観育成基準

		景観育成基準			
		政庁通りゾーン	参道ゾーン	小島居小路 湯尻・新町ゾーン	旧道ゾーン 天満宮・門前ゾーン
建築物の建築等及び工作物の建設等	形態意匠	○史跡地及びその周辺の良好な景観の保全に配慮した形態意匠とする。	○門前の魅力あるまちなみに配慮した形態意匠とする。通り沿いの建築物等は軒高、軒の出の連続性に配慮する。 ○歴史的建築物は、伝統様式を継承するために、可能な限り本来の姿への修復に努める。 ○保全地区内においては、景観重要建造物指定を考慮しつつ、下屋底等の景観を維持向上するように努める。		
	屋根	○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画上的困難な部分*を除く。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○切妻、入母屋を基本とし、勾配及び軒の出があるものとする。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画上的困難な部分*を除く。 ○屋根の勾配は極端な緩勾配・急勾配としない。	○勾配及び軒の出があるものとする。 ・ただし、設備計画上的困難な部分*を除く。
	設備類	○公共の場から目立たない場所に配置し、周囲の遮へいなどにより修景を施す。	○通りから見えない場所に配置する。やむを得ない場合は、周囲の遮へいなどにより修景を施す。		
	色彩・素材	○屋根の色彩は、周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。	○後世に古都太宰府の記憶を引き継ぐため、自然素材を用いた伝統的瓦、漆喰壁や土壁、石材等の採用に努める。 ○自然素材、伝統素材以外を使用する建築物等の外壁の色彩は、古都太宰府の歴史・文化を象徴するまちなみ景観の継承に配慮し、ベージュ系、茶系、グレー（無彩色調）系の深みを持った色彩とする。 ○伝統的瓦以外の屋根の色彩は、伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、鼠色系とする。 ○金属板葺き屋根の場合は光沢の少ない落ち着いたものとする。		
	外構・緑化	○敷地の接道部分は、木柵や生垣、茶系のフェンス等の採用に努める。	○塀や柵を設置する場合はブロック塀を避け、植栽を併せて配置する。 ○履歴に基づき、まちなみを構成していた石垣や石積、門や塀等の回復に努める。 ○樹木や生垣、庭園等を保全する。		
	高さ*	—	○歴史的建築物の高さを踏襲し、12m以下とし、通りの景観を揃えるため、通り沿いの建築物外観は階数3階を超えないものとする。	—	
壁面の位置	—	○旧状の位置を維持している歴史的建築物を基準として2階の壁面線をそろえる。	—		
開発行為		○のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。 ○やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、緑化等による修景に努める。			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。 ○やむを得ず道路や公園などから目立つ位置にのり面、擁壁が生じる場合は、緑化等による修景に努める。			
屋外における物件の堆積		○周辺から用地内の堆積物が直接見えないよう、緑化等による修景に努める。			
特定照明*		○演色性の高い光源を採用する。 ○効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないよう努める。			

路外駐車場の新設等	—	○外周に樹木、塀、花などを配置し修景に努める。 ○透水性舗装や緑化ブロックなど透水性のある舗装材の使用に努める。
-----------	---	---

*高さ：参道ゾーンにおける高さの制限は、道路端から20mの範囲とする。

*設備計画：困難な部分：用途上大型の空調設備機器又は電気設備機器若しくは衛生設備機器が必要な建築物において、当該設備機器を屋根上に設置する場合に必要なとされる最小限の部分。

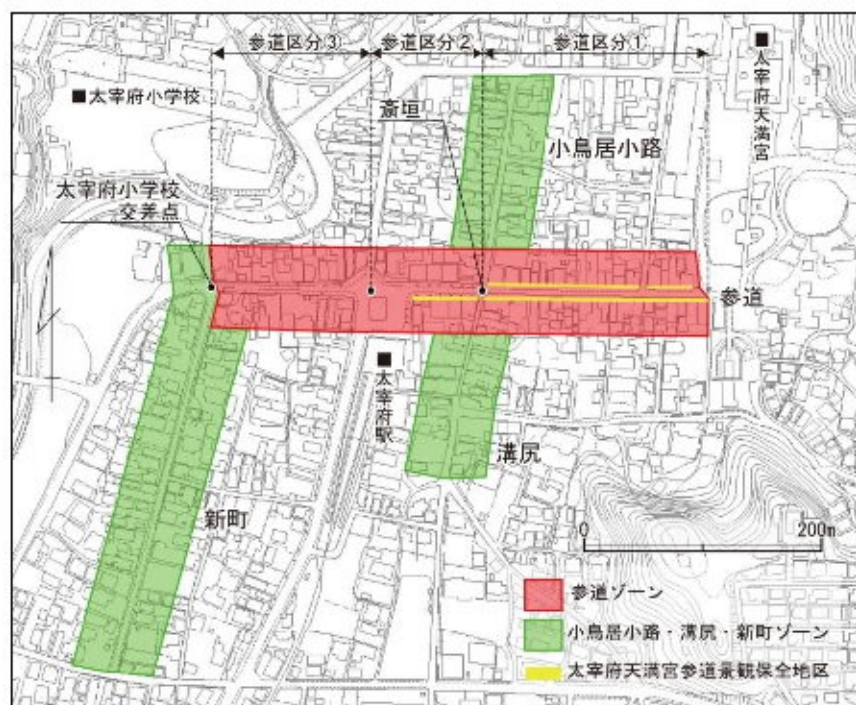
*特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明。ライトアップ。

【主要な景観育成の方針・景観育成基準】

◆参道ゾーン、小鳥居小路・溝尻・新町ゾーンにおける修理・修景のための技術的基準

「天満宮と幸府宿」地区の中で社会変化が著しい保全地区を含む参道ゾーンならびに小鳥居小路・溝尻・新町ゾーン（以下、「区域内」とする）における景観育成にあたっての方針、修理・修景の際の技術的基準を次の通り定めます。

《1》区域



■景観育成地区

「天満宮と幸府宿」地区内の
育成ゾーン区分図

※各ゾーンは、道路境界から30mの範囲です。

【区分】

参道ゾーンは、歴史性から3つの区域に区分します。（以下、本文中では「参道区分」とします。）

①天満宮から斎垣まで

②斎垣から県道筑紫野古賀線まで

③県道筑紫野古賀線から太宰府小学校交差点まで

太宰府天満宮参道景観保全地区

後述する下屋庇等の景観保全を目的として、建築基準法第44条を緩和するために設定した範囲



■参道（斎垣以西）の様子 大正年間

《2》区域内の景観づくりの方針

江戸時代から宰府宿に生きる人々の意識の積層として、現在のまちなみ景観が形づくられ、今私たちの眼前に展開しています。どの時代の景観を、天満宮参道をはじめとする宰府宿の景観とするのかは多様な考えがあり、一定の見解を示すことは困難です。したがって、本計画では、古写真等の資料を踏まえると、近世、近代の景観に統一的に戻すのではなく、歴史的建築物を範としつつ、その後の参道景観を形づくる様々な要素の積層を反映した多様な景観づくりを基礎に、区域内の景観づくりの方針を定めます。しかし、現代的価値観を評価をせずに取り入れることは、区域内の特性を失い、どこにでもあるまちなみ景観へと転化することにもなるため、次の諸点を踏まえ参道景観をつくる上での方針とします。

- 通りに特徴的な歴史的建築物とその意匠を規範とした通り景観を維持します。
- 保全地区内の景観は、参詣者の利便性向上を目的とした下屋庇等のある歴史的景観を育成します。

a 区域内における景観づくり

区域内の景観は、歴史的に見てその時々積層の上に混在する様子が見て取れます。しかし、時代の流れを見たとき、一定の規範を定めなければ、どこにでもあるまちなみ景観へと転化していく恐れがあります。そこで、区域内の景観づくりの指針として、歴史的建築物の持つ要素を規範とし、歴史的建築物以外の建築物は、それを範として修景方針を定めます。

(a) 区域内の景観づくり

①参道ゾーン(参道区分①②)

参道ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準を以下のように定め、保全地区内にあっては、下屋底等の景観を維持向上するように努めます。

口建築物等の形態意匠、高さ、壁面の位置

○歴史的建築物の高さを踏襲し、12m以下とする。

○参道の奥に見える社叢や里山の見え方に配慮する。

○通り沿いの歴史的建築物を基準として2階の壁面線をそろえる。



○参道の歴史的景観の特徴である各階の軒高の連続性に配慮し、歴史的建築物を除いた建築基準法制定(昭和25年)以降の建築物は、各階の軒高を隣の建築物と合わせる。
○通りの景観を揃えるため、通り沿いの建築物外観は階数3階を超えない。

○自然素材の採用に努める。

○伝統的な意匠の継承に努める。

○保全地区内においては、景観重要建造物指定を考慮しつつ、下屋底等の景観を維持向上するように努める。

※ここに記載の無い基準については、(工)景観育成基準【P66】を参照ください。

②小鳥居小路・溝尻ゾーン、参道ゾーン(参道区分③)および新町ゾーン

小鳥居小路 溝尻ゾーン、参道ゾーン(参道区分③)、新町ゾーンにおける景観育成にあたっての方針・景観育成基準は、(ウ)ゾーン別の景観育成方針ならびに(工)景観育成基準に定めます。

(b) 建築物個別の景観づくり

建築物個別の方針としては、その意匠を規範とした通りの景観を維持し、歴史的建築物については旧状に復する修理に努め、歴史的建築物以外の建築物については伝統様式を参考に、まちなみの調和を前提として修景に努めます。

①歴史的建築物の修理・修景の方針

歴史的建築物は、建築物に残された痕跡調査に基づき修理内容を検討し修理するとともに、痕跡が欠失する場合は、区域内の他の歴史的建築物意匠を参考に、建築物ごとに検討を行い修理・修景します。

②歴史的建築物以外の建築物の修景の方針

区域内の歴史的建築物が持つ意匠を参考にしつつ、これまで積み上げられてきた区域内の人々の意識を反映し修景を行います。ただし、「さいふまいり」を表現する通りであることから、日本の近世または近代の景観を基礎としつつ、この考えに基づいた区域内の景観づくりを進めていきます。

《3》区域内における建築物修理修景の技術的基準

a 歴史的建築物

(a) 修理・修景基準

修理とは、可能な限り建築物が痕跡として残す履歴に基づき旧状に復するための行為であり、事前調査を実施し可能な限り旧状復旧のための根拠探索を行った上で修理を行います。さらに根拠なき部分については、他の歴史的建築物の意匠を参考に修景します。

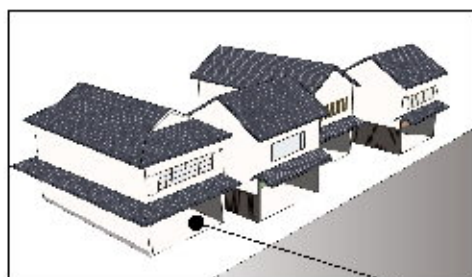
b 歴史的建築物以外の建築物

歴史的建築物以外の建築物については、区域内にある歴史的建築物の意匠を範としつつ、以下に記載する修景のための技術的基準を原則とし修景します。

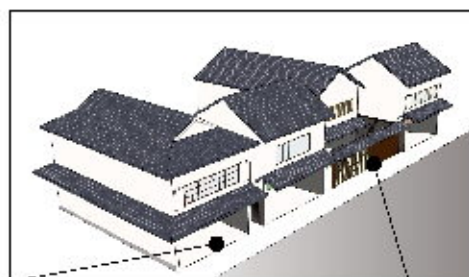
(a) 修景基準

① 通り沿いの建築物等の連続性に配慮する

・ 壁面線を揃える

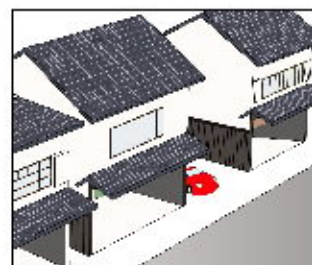


建替え時に揃える

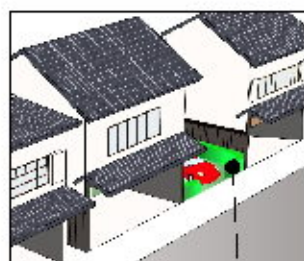
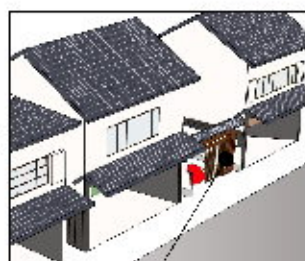


塀等を設ける

- 建替えの際に壁面線を揃える。
- 建築物前面に塀などを設け、壁面線を揃える。



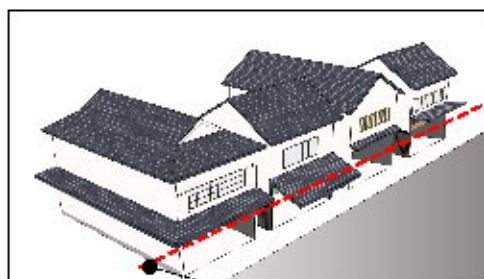
塀等を設ける



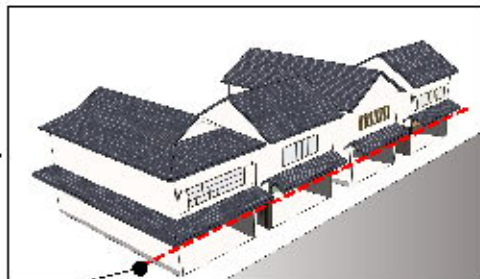
植栽で壁面線の欠如を補う

- 駐車場前に通り景観に配慮した塀を設ける。
- 駐車場前に植栽などを行い、壁面線の欠如を補う。

・ 軒の出を整える



隣家の出幅・高さに合わせる



- 軒の出を隣家の出幅・高さに合わせる。
- 保全地区内においては、従前の出幅を上限として隣家の出幅・高さを合わせる。

※保全地区内の下屋庇等については、別途基準を定めます。

・下屋庇等の高さと意匠

保全地区内の景観を特徴付ける下屋庇等の意匠は、古写真などから下屋庇を延長するものと下屋庇の下位に付庇を付けるものの2種に整理できます。一方で、現在、保全地区内にみることができる下屋庇等の意匠は、昭和25年(1950)以降の建築基準法施行に伴い、公道上に下屋を延長することができなくなったことに起因し、瓦を葺く下屋庇を参道に延長する意匠は失われ、既存の下屋庇を包み込み、屋根勾配とは異なる新たな意匠の下屋庇とするものが登場してきています。



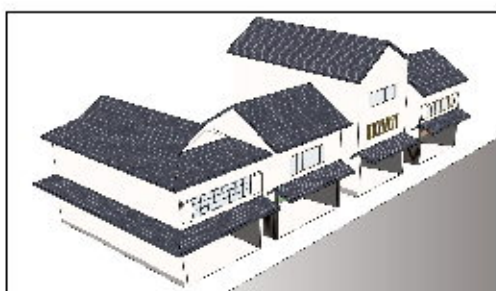
■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを併用したもの



■既存の下屋庇を包み込み
新たな意匠の下屋庇とするもの

■下屋庇に瓦葺きと金属板葺きを併用したもの

のきざの ・軒高景観を整える



■通り沿いの
軒高の連続
性に配慮す
る。

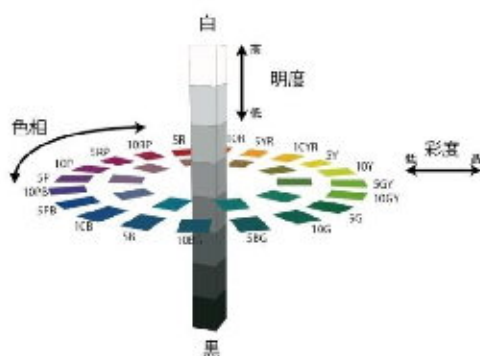
※各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定（昭和25年）以降の建築物については隣の建築物と同じ高さとしします。

※保全地区内では、歴史的建築物を範とし、2階または3階を軒高基調としています。

②通り沿いの建築物等の色彩と意匠を整える

※色彩に関する基本的な考え方は、P78、79の「4 色彩基準と緑化基準について」にて記載しています。

・色彩の考え方



■色彩

色彩は、「色相」「明度」「彩度」という三つの要素の組合せによって表現します。

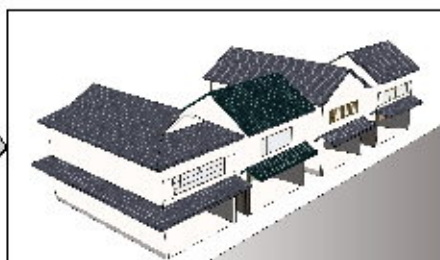
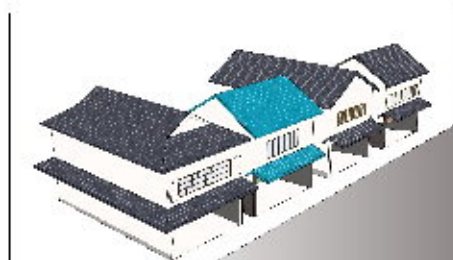
「色相」は、色合いを表現し、「明度」は明るさを、「彩度」は鮮やかさの度合いを表わしています。

同じ色相でも明度や彩度を下げること、まち並みに調和させることができます。



・建築物等の色彩を整える

隣家の色彩を考慮し、彩度、明度の調整を行い、周囲と調和した色彩となるように配慮します。



■屋根の色彩

【不適合】の屋根の素材・色彩



洋瓦
【不適合】(鮮やかな色彩)



洋瓦
【不適合】(鮮やかな色彩)



金属板折板葺
【不適合】(鮮やかな色彩)



平板スレート葺
【不適合】(鮮やかな色彩)

【適合】の屋根の素材・色彩



本瓦葺



瓦葺



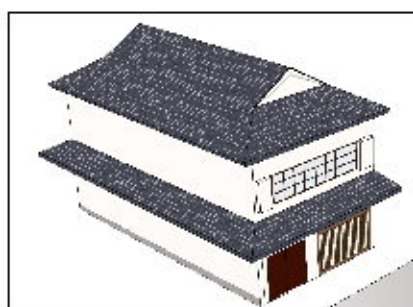
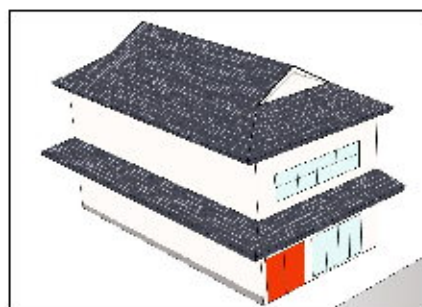
金属板平葺



金属板瓦葺

■屋根素材

草葺き(茅葺き)については、既存不適格物件を除き、建築基準法上新たに施工できません。



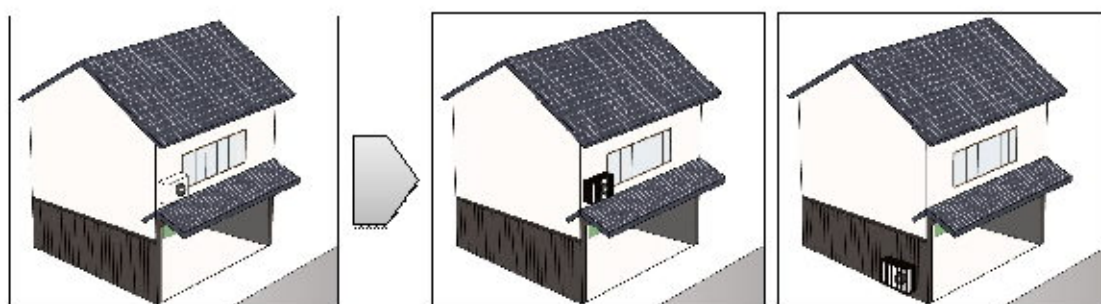
■建具等の色彩・意匠

歴史的な意匠を参考に落ち着いた色彩と歴史的な意匠を採用する。

■店舗1階のシャッター
関係法令を遵守し歴史的景観に配慮した色彩、意匠を採用する。

③付帯する設備等も景観に配慮する

・付帯設備等の修景



■ 室外機などは、通りから移設または修景を行う。

■ 電力メーターなどは木製箱などで修景する。

④敷地

項目		修景基準
敷地	間口	・現状維持とする。 ・通りの特性を保つため、間口方向への分筆・合筆をしない。
	地盤高・基礎高	・敷地の履歴に基づく敷地地盤高、基礎高とする。
	建築物の位置	・通りに対して正面を向ける。 ・周囲の歴史的建築物と合わせ、一体性と連続性を損なわないものとする。
	壁面線	・通り沿いの建築物は敷地境界線沿い、もしくは敷地境界線から半間程度後退した場所に建物を建て、また両隣と壁面線、軒高、軒の出をそろえる。 ・通りに面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より半間程度後退すること。
	車庫・駐車場	・通りに面して設けない。 ・通りに面して車庫・駐車場等開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。

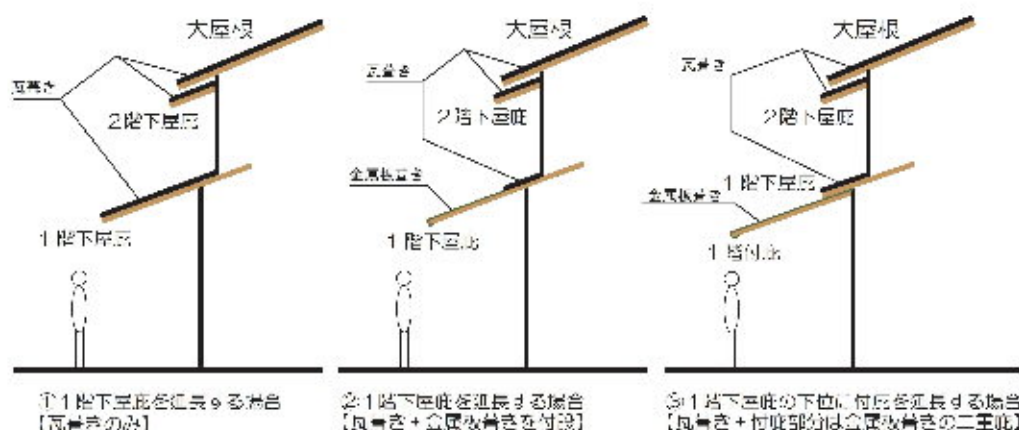
⑤建築物 ※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること

項目		修景基準
構造規模	構造	・木造軸組構造とする。 ・上記以外の場合は、通りの歴史的景観に配慮した外装とする。
	階数高さ	・旧状の建築物を踏襲し、高さ1.2m以下とし、2階建てもしくは3階建てとする。 ・各階の軒高は、歴史的建築物を除き、建築基準法制定(昭和25年)以降の建築物は隣の建築物と同じ高さとする。 ・上記以外の場合は、通り沿いの軒高の連続性に配慮したものとする。
	間口	・通りいっぱいの間口とする。 ・上記以外の場合は、周囲の景観と調和した門又は塀を設置し修景に努める。
	梁間	・歴史的建築物の持つ梁間を踏襲する。
	軒高	・歴史的建築物の高さを踏襲する。
意匠		・通りにある歴史的建築物の意匠を範とし、歴史的景観に配慮した和風の形態意匠とする。
色彩		・街なみに配慮した色彩とし、周囲の歴史的建築物と調和したものとする。 ・自然素材、伝統素材を使用し通りの歴史的景観を損なわないものとする。また、材質を生かした色彩または古色とする。 ・自然素材、伝統的素材以外を使用する場合は、太宰府の歴史・文化を象徴する街なみ景観の継承に配慮した、ページュ系、茶系、無彩色調系の深みを持った色彩とする。
基礎		・コンクリート面の露出が目立たないようにする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
屋根	形式	・切妻造り(平入り)もしくは入母屋造り(妻入り)とする。 ・軒の出があるものとする。
	勾配	・歴史的建築物の勾配を踏襲する。 ・極端な緩勾配・急勾配としない。

屋根	材料	・和瓦とし、黒色または銀黒色の瓦とする。 ・伝統的和瓦以外の材料を使用する場合は伝統の家並みや周囲の山並みと調和した明度、彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・金属板葺き屋根の場合は、光沢のない落ち着いたものとする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
	軒	・歴史的建築物の意匠に合わせた形態意匠とする。 ・化粧垂木および化粧野地板露しまたは白漆喰塗とする。 ・木材および白漆喰以外の素材を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。
	樋	・銅製または銅製等で素材の質感を生かした濃褐色のものとする。 ・樹脂製を用いる場合は、黒色系、茶系等落ち着いた色とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。 ■景観に配慮した樋（左：樹脂製 右：金属製）
1階	外壁	・漆喰壁や土壁、または板壁（堅羽目板）、石材等自然系材料を使用する。 ・表構えには、外壁は設けない。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合は、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 ・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。
	腰壁	・堅羽目板または彫子下見板張りとする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を損なわず景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	開口部	・正面は掃出しとする。 ・歴史的景観を損なわないものとする。
	建具	・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。 ・格子戸は外枠付縦格子戸とする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	戸袋	・白漆喰塗、堅羽目板または彫子下見板張りとする。 ・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	下屋庇	・正面間口全体に浅く設ける（保全地区内については、「下屋庇等（保全地区内）」に基準を記す）。 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の棧瓦葺きとする。 ・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統的和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	2階または3階	
2階または3階	外壁	・漆喰壁や土壁、または板壁（堅羽目板）を使用する。 ・自然素材、伝統素材以外を使用する場合は、歴史的景観を損なわず景観に配慮した、ベージュ系、茶系、無彩色系の深みを持った色彩とする。 ・通りにある歴史的建築物の特性に合わせた形態意匠とする。
	開口部	・開放型、閉鎖型の選択については、既存建築物の特性に応じて選択する。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	建具	・木製建具とし、通りの特性に合わせ開放的もしくは閉鎖的なものとする。 ・格子戸は外枠付縦格子戸とする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	戸袋	・白漆喰塗、堅羽目板または彫子下見板張りとする。 ・自然系材料以外を使用する場合は、歴史的景観に配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	手摺り縁	・参道区分①、②においては、掃出し縁と木製手摺りを設け、通りから手摺りが見えるようにする。 ・木材以外の材料を使用する場合は、歴史的景観を配慮したものとする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。
	下屋庇	・正面間口全体に設ける。 ・和瓦とし、黒色または銀黒色の棧瓦葺きとする。 ・化粧垂木または化粧野地板露しとする。 ・伝統的和瓦以外の屋根を使用する場合は、明度・彩度がともに低い黒系、茶系、灰色系とする。 ・歴史的建築物に合わせた形態意匠とする。

**下屋庇等
(保全地区内)**

- ・屋根勾配は道路側を水下とし、軒先に樋を設ける構造とする。
- ・吊り金具は使用しない。
- ・歴史的建築物の意匠と調和したものとし、隣の下屋庇等の高さに配慮する。
- ・不燃材とし、まちなみに配慮したものとす。
- ・従前の下屋庇等の出より道路側に超えないものとする。



※1階下屋庇または1階付庇の傾斜については、取り合う建築物の傾斜、高さおよび歩道への出廻りを合わせる。

■参道にみる下屋庇等の意匠（番号は、上図の下屋庇等意匠の番号と一致）



■出桁造りによって下屋庇を支えたもの



■出桁造り

- ・下屋庇等を堂利に使用しないことを考慮し、下屋庇等へ設置する照明は、過度な照明を避け、下屋庇等の中に納めるとともに歩道部分を照らすものとする。

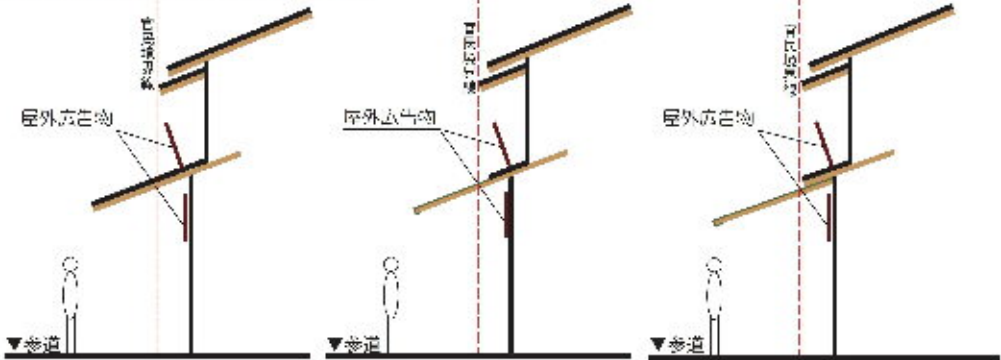


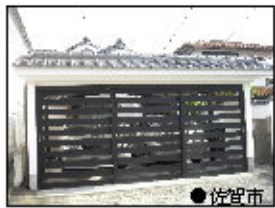
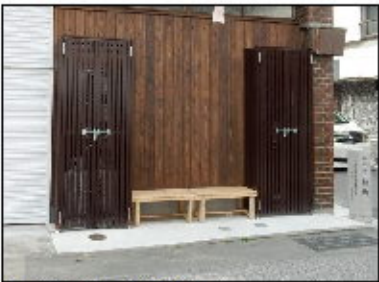
■望ましい照明の例



■避けてほしい照明の例

⑥ 工作物 ※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること

項目	修景基準
屋号看板 (屋外広告物)	・ 伝統を尊重した優れた屋外広告物の素材・形態を範とする。 ・ まちなみの連続性と歩行者の安全性に配慮した屋外広告物の配置、形態、色彩とする。 ・ 歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物の表示は避ける。 ・ 形態は原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収める。 ・ 歩行者等の安全性を確保するため下屋底等には設置しない。 ・ 壁面広告物が主要な広告となるように配慮する。 ・ 1階の窓面を大幅に覆い隠すものは避ける。 ・ 壁面を大幅に覆う日よけテントへの表示は避ける。 ・ 原則、和風の意匠とし、木質等の自然素材の使用に努める。 ・ 蛍光・蓄光塗料、反射の著しい素材、映像による広告、LEDディスプレイ、回転灯、フラッシュ灯、ネオン管灯の点滅や動きがある照明等は禁止とする。 ■ 保全地区内における屋号看板設置の例  ① 1階下屋底を延長する場合【木骨のみ】 ② 1階下屋底を延長する場合【瓦葺き・金網板葺きを付設】 ③ 1階下屋底の下位に付設を延長する場合【瓦葺き・付設部分は金網板葺きの二重葺き】 ※ いずれの場合も、官公庁等より市街地内への屋外広告物の設置が認められている下屋底等の建築基準法緩和の条件であるが、設置基準等への屋外広告物は、合計面積3㎡を超過しては設置できません。  ■ 壁面設置の例 ■ 壁面に掲げられた例 ■ 軒上に壁面に沿って設置の例
照明	・ 通りの歴史的景観に配慮した、過度な照明は使用しない。 ・ 夜間照明は、明るさよりも夜の暗さを演出する満月の明かり程度の照度で、昼とは異なる落ち着きのある照明とする。
特定照明	・ 演色性の高い光源を採用する。 ・ 効率的な照射により、生態系や周辺環境への光害とならないように努める。
塀、石積、門、 その他の工作物	・ 歴史的建築物に使用されている素材や自然系材料を使用し、まちなみを構成していた景観の回復に努める。 ・ 自然系材料以外の材料を使用する場合は歴史的景観を損なわないような形態、意匠、色彩とする。 ・ ブロック塀等は避け、歴史的景観に配慮した塀を意識し、植栽等も活用する。
店舗シャッター	・ 参道店舗の閉店後の夜間景観を考慮し、フラットシャッターは避け、通りの歴史的景観に配慮したシャッター意匠とする。 ・ 伝統的な「吊り上げ大戸」あるいは「横引板戸」をイメージできる、横引板戸シャッターなどを採用する。 ・ フラットシャッターとする場合は、景観に配慮した色彩にするよう努め、絵画などによる装飾は避ける。  ■ 景観シャッター ■ 伝統的建造物群保存地区の閉店時の店舗景観 ■ 八女市

店舗シャッター	 ●山鹿市 ■板戸模倣シャッター  ●竹田市 ■フラットシャッターの事例  ●佐賀市
	※ 建築基準法、消防法、他関係法令を遵守のうえ、基準の採用に努めること
設備	・通りから見えない場所に配置する。 ・通りに面する場所等目につく場所に設置する場合は周囲の遮蔽などにより修景を行う。  ■室外機の修景  ■電力メーターの修景  ■ガスボイラの修景
緑化	・参道沿いの緑化は、参道沿いの歴史的建築物と庭の關係に配慮し、中庭等を活用しつつ景観計画にある緑化基準に従った緑化を行う。 ・樹種は、日本古来のものを使うよう努める。

(オ) 届出対象行為

対象行為	対象規模等
建築物の建築等	建築確認申請を要するもの*
工作物の建設等	
建築物又は工作物の外観の変更等	変更部分が外壁の合計見付面積の2分の1を超えるもの、又は道路からの見付面を含むもの。
開発行為	面積が500㎡を超えるもの、又は高さが3mを超えるのりが生じるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	
屋外における物件の堆積	堆積の高さが2mを超えるもの、又は堆積を行う土地面積の合計が100㎡を超えるもの
特定照明	対象規模に該当する建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方式の変更で期間が14日を超えるもの
路外駐車場の新設等	面積が300㎡以上のもの

※届出が不要な軽微な行為等は別途定める。

※建築確認申請を要するもの：建築物の建築等にあつては建築基準法第6条第1項1号から4号までに掲げる規模の建築物（都市計画区域内、準都市計画区域内の全ての建築物）であり、工作物の建設等にあつては建築基準法第88条第1項及び第2項に掲げる指定工作物である。

4 色彩基準と緑化基準について

(1) 色彩基準について

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色として、次に示す色彩は使用しないものとします。

なお、ここで示す色彩基準は日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色彩の表示方法（マンセル値）によっています。

●景観計画区域共通

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の各見付面の基調色に使用できない色
○色相区分YR（黄赤）で、彩度が6を超えるもの。
○色相区分R（赤）とY（黄）で、彩度が4を超えるもの。
○色相区分上記以外で、彩度が2を超えるもの。
○蛍光色

※基調色とは、建築物等の色彩設計において、設計の中心となる色のことです。

基調色は景観に大きな影響を与える要素です。

色彩の制限の考え方

①背景となる山並みの緑になじむようにする。

市の木であるクスノキの葉など、樹木の緑色は彩度6程度で中くらいの鮮やかさです。この緑よりも鮮やかな色彩が大きな面積で存在するのは古都太宰府の風景にふさわしくありません。

そのため、建築物等の基調となる色彩は、この鮮やかさを超えないようにします。



戒壇院のクスノキと土塀

クスノキの葉
（10月測定）
色相 明度 彩度
5GY 4 / 6

②自然素材を用いた伝統的な建造物の木材、土塀、和瓦などを尊重する。

社寺や町家の屋根、壁、柱、塀、参道の鳥居や猿田彦等の石碑など、歴史的建造物の素材となっている木や土、石などは、YR（黄赤）を中心とした暖かみのある落ち着いた色彩です。

本市では、これらの自然素材に基づく伝統的な色を尊重し、暖かみと素材感のある色彩を建築物等の基調とします。

そのため、G（緑）、B（青）、P（紫）といった寒色系で人工的な印象を与える色彩や蛍光色などが大きな面積を占めることは避けるようにします。

ただし、伝統として継承されている色彩や、無彩色に近く落ち着いた色のある色彩は使用できるものとします。

○社寺の土塀や土間、境内の赤土



○歴史的な社寺等の壁の木製部分、瓦



○参道の鳥居や猿田彦等の石碑、石段、石積



○町家の漆喰壁、板壁、瓦



◆景観まちづくり市民会議で選定したおすすめ色

「古都太宰府の風景」を守り、育てていくために継承すべき郷土の色は、前述のとおり歴史的建造物の素材となっている木の色や土壁や境内に見られる土の色、和瓦の鼠色^{ねずみいろ}などです。

これらを尊重し、調和する色彩として、建築物の外壁・屋根、工作物の外観の基調色に使用することが望ましい色彩の例と範囲は次に示すとおりです。

このおすすめ色は基準ではありませんが、建築物等の基調色を選定する際に、是非採用を検討していただきたい内容です。

①山並み共生区域・遺跡共生区域共通のおすすめ色の使用範囲と具体例

【おすすめ色（A）の使用範囲】

	建築物の外壁・屋根		工作物の外観
	外壁	屋根	
色 相	YR（黄赤）	YR（黄赤）	YR（黄赤）
明 度	4 以上～7 以下	4以下	7以下
彩 度	2 以下	2以下	2 以下
無彩色	—	N 4以下	—

【万葉色名で示すおすすめ色の例】

建築物の外壁			建築物の屋根			工作物の外観		
しろい素色	5YR7/2	10YR7/1	すすたけい煤竹色	5YR4/2	5YR3/1	5YR7/2	10YR7/1	5YR4/2
こけい香色	25YR7/2	5YR6/2	いそばんい石板色	N4	N3	25YR7/2	5YR6/2	5YR3/1
かきい褐色	7.5YR6/2	10YR4/2	しょうまくい椽墨色	5YR2/1	N2	7.5YR6/2	10YR4/2	5YR2/1

* 素色：繊維をはじめ素材そのものの色。香色：香木で染めたほんのりと赤みのページュ色。褐色：粗い麻の織物のような黄茶褐色。煤竹色：竹がすすけて古色をおびた色。石板色：石板にみる暗い色。椽墨色：ドングリ等の椽（つるばみ）で染めた木炭のような黒い色。

②丘陵住宅区域・賑わい区域・平坦市街地区域共通のおすすめ色の使用範囲と具体例

【おすすめ色（B）の使用範囲】

	建築物の外壁・屋根		工作物の外観
	外壁	屋根	
色 相	YR（黄赤）	YR（黄赤）	YR（黄赤）、Y（黄）
明 度	4 以上～7 以下	4以下	7以下
彩 度	4 以下	4以下	2以下
無彩色	—	N 4以下	—

【万葉色名で示すおすすめ色の例】 ※上記①のおすすめ色に以下の色を加えます。

建築物の外壁			建築物の屋根			工作物の外観		
まこいり埴生色	7.5YR6/3	5YR6/3	ちようじ茶色	5YR4/4	7.5YR3/3	かれのいり枯野色	25Y5/2	5Y6/2
ひりていり椴皮染色	5YR7/4	7.5YR6/3	おちのいり落葉色	25YR2/3	5YR3/3	せんごいり千歳色	25Y3/2	10Y4/2

* 埴生色：山土や鉱物顔料の黄土にみる色。椴皮染色：古く杉や椴の皮で染めた色。丁字茶色：香木の丁字や古くは杉で濃く染めた色。落葉色：栗やドングリの硬質果実で濃く染めた色。枯野色：枯れ野にみる黄みのページュ色。千歳色：庭の松の古木にみる緑がかった茶色。

※色見本は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

(2) 緑化基準について

建築物の建築等における対象区域ごとの緑化率は次に示すとおりです。緑化率とは、既存樹木や植栽する樹木ごとに換算面積を設定し、その合計面積の敷地面積に対する割合をいいます。

対 象	緑化率	備 考	
		指定建ぺい率	土地利用区分
山並み共生区域	20%	—	都市計画区域外
		50%	市街化調整区域
		60%	準都市計画区域、第一種住居地域
遺跡共生区域	20%	50%	第一種低層住居専用地域、市街化調整区域
		60%	第二種低層住居専用地域、第一種住居地域
丘陵住宅区域	20%	50%	第一種低層住居専用地域、市街化調整区域
		60%	第二種低層住居専用地域
	10%	80%	近隣商業地域
賑わい区域	10%	80%	商業地域、近隣商業地域
	15%	60%	準工業地域
平坦市街地区域	15%	60%	第二種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	10%	80%	近隣商業地域

表 緑化面積換算表

※算出方法の詳細は、参考資料参照

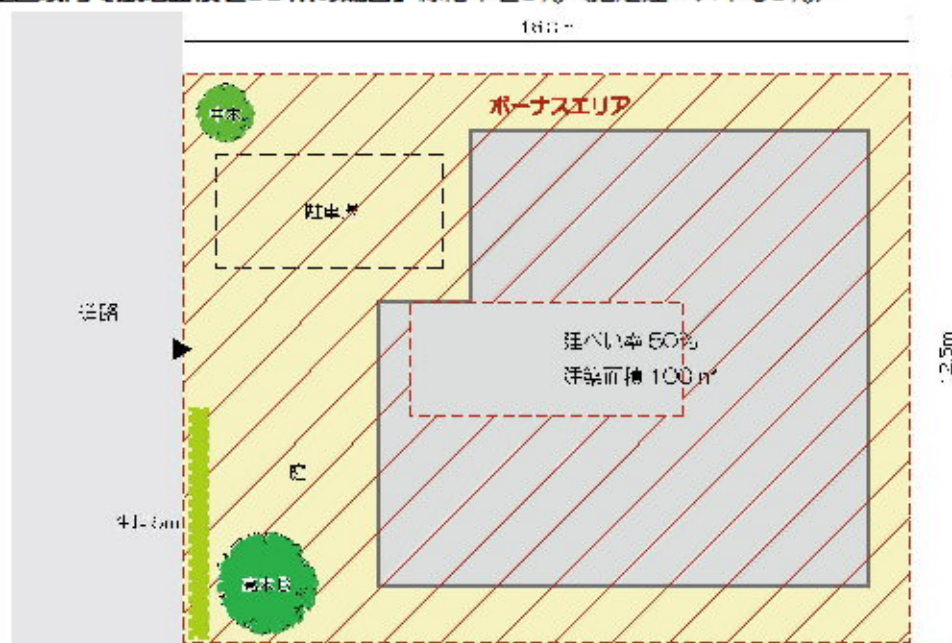
種 類	単 位	換算面積	おすすめ 樹種*の 換算面積	ボーナス エリア*の 換算面積	ボーナス エリア内 おすすめ樹種の 換算面積
高さが5.0m以上の樹木 (高木A)	本	10.0㎡	15.0㎡	20.0㎡	30.0㎡
高さが2.5m以上5.0m未満の樹木 (高木B)	本	7.0㎡	10.5㎡	14.0㎡	21.0㎡
高さが1.0m以上2.5m未満の樹木 (中木)	本	3.0㎡	4.5㎡	6.0㎡	9.0㎡
高さが1.0m未満の樹木 (低木)	本	1.0㎡	1.5㎡	2.0㎡	3.0㎡
生 垣	延長距離 (m)	2.0㎡	3.0㎡	4.0㎡	6.0㎡
壁面緑化・つた類	延長距離 (m)	0.5㎡	0.75㎡	1.0㎡	1.5㎡
花・地被類・庭石類	水平投影面積 (㎡)	0.5㎡	0.75㎡	1.0㎡	1.5㎡
芝 生	水平投影面積 (㎡)	0.2㎡	—	0.4㎡	—
屋上緑化	水平投影面積 (㎡)	1.0㎡	—	—	—
透水性舗装	水平投影面積 (㎡)	0.04㎡	—	0.08㎡	—

*おすすめ樹種：1. 基本方針（P32 参照）で位置つけた樹木等（P82 参照）は換算面積を1.5倍とする。

*ボーナスエリア：敷地境界から5m以内の範囲は換算面積を2倍とする。なお、ボーナスエリアにおすすめ樹種を用いる場合は換算面積を3倍とする。

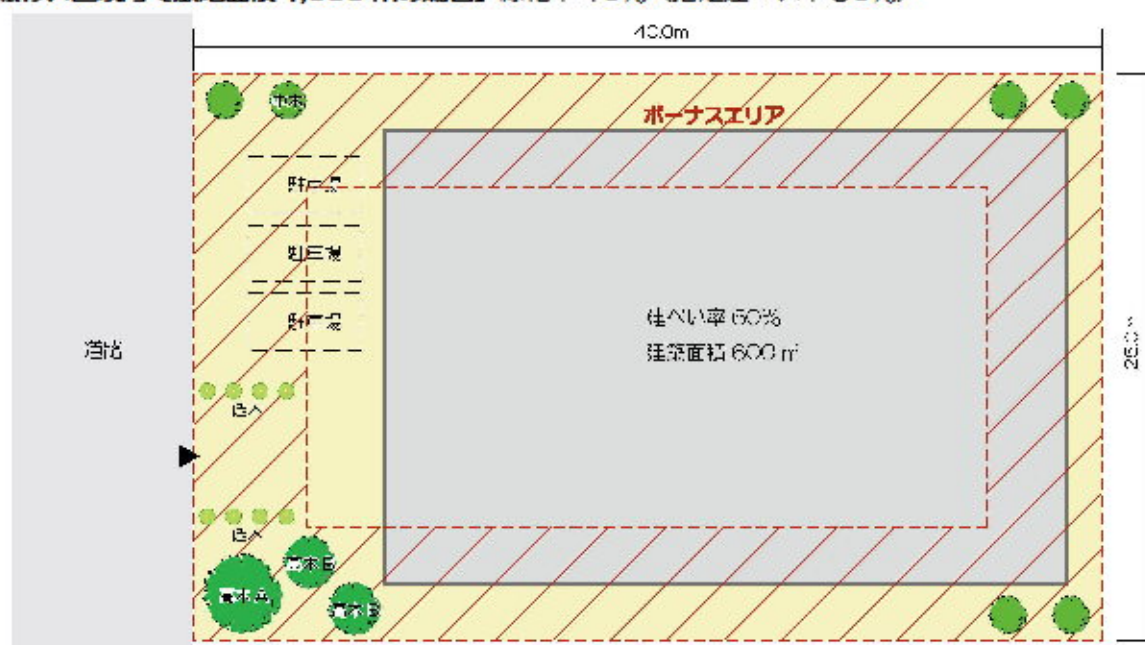
◆緑化基準に基づく緑化のイメージ

【遺跡共生区域内で敷地面積 200 m²の場合】緑化率 20%（指定建ぺい率 50%）



ボーナス エリア内 に植栽	高木B	1本×14.0㎡=14㎡	ボーナス エリア内 におすす め樹種を 植栽	高木B	1本×21.0㎡=21㎡
	中木	1本× 6.0㎡= 6㎡		中木	1本× 9.0㎡= 9㎡
	生垣	5.0m× 4.0㎡=20㎡		生垣	5.0m× 6.0㎡=30㎡
	合計緑地面積 40㎡			合計緑地面積 60㎡	
	緑化率:40㎡/200㎡×100=20%			緑化率: 60㎡/200㎡×100=30%	

【賑わい区域内で敷地面積 1,000 m²の場合】緑化率 10%（指定建ぺい率 80%）



ボーナス エリア内 に植栽	高木A	1本×20.0 m ² =20 m ²	ボーナス エリア内 におすす め樹種を 植栽	高木A	1本×30.0 m ² =30 m ²
	高木B	2本×14.0 m ² =28 m ²		高木B	2本×21.0 m ² =42 m ²
	中木	6本× 6.0 m ² =36 m ²		中木	6本× 9.0 m ² =54 m ²
	低木	8本× 2.0 m ² =16 m ²		低木	8本× 3.0 m ² =24 m ²
合計緑地面積 100 m ²			合計緑地面積 150 m ²		
緑化率: 100 m ² /1000 m ² ×100=10%			緑化率: 150 m ² /1000 m ² ×100=15%		

◆太宰府の「おすすめ樹種」

本市では、万葉集に詠われた樹木などの在来種・万葉植物を「おすすめ樹種」に位置付けて市内の緑化を推進しています。おすすめ樹種は、景観計画の届出内容の分析等をもとに、景観計画見直しのたびに追加していくこととします。

表 おすすめ樹種

		樹 種 (万葉名)	常緑：▲、落葉：△	
高 木 ・ 中 木	△	アオギリ (梧桐)	高 木	▲ マツ (H29 追加)
	△	アカシデ	高 木	△ マユミ (榎)
	▲	アラカシ (櫟)	中 木	△ ムクノキ
	▲	イチイガシ (伊智比)	中 木	△ モモ (桃)
	▲	イヌマキ	中 木	▲ ヤブツバキ (椿)
	△	イロハモミジ (蛙手)	中 木	▲ ヤマモモ
	△	イチョウ	中 木	△ ヤマザクラ (櫻)
	△	ウメ (梅)	中 木	△ ヤマボウシ
	△	エゴノキ (知左)	低 木	△ ロウバイ (H29 追加)
	△	エノキ (榎)	低 木	▲ アセビ (馬酔木)
	△	カキノキ	低 木	△ ウツギ (宇花)
	△	カシワ (柏)	低 木	△ ガクアジサイ (味狭藍)
	△	クヌギ (榎)	低 木	△ カラタチ (枳)
	△	クリ (栗)	低 木	▲ シャクナゲ
	△	クワ (桑)	低 木	▲ ツゲ (黄楊)
	▲	クスノキ	低 木	△ ドウダンツツジ (R3 追加)
	▲	クロガネモチ	低 木	△ ニワウメ (關酢)
	△	ケヤキ (楓)	低 木	△ ネコヤナギ (川 楊)
	△	コナラ (許奈良)	低 木	△ ミツマタ (三 枝)
	▲	サカキ (賢木)	低 木	▲ ヤマツツジ (茜)
	▲	サザンカ	低 木	△ ヤマハギ (芽子)
	△	シダレヤナギ (柳)	低 木	△ ヤマブキ (山 吹)
	▲	シラカシ (白 櫟)	草 木	ー カキツバタ (垣津幡)
	▲	ジンチョウゲ (H29 追加)	草 木	ー キキョウ (朝 顔)
	▲	スタシィ・ツブラシィ (椎)	草 木	ー ショウブ (菖蒲草)
	△	スモモ (李)	草 木	▲ テイカカツラ (津多)
	△	センダン (阿布知)	草 木	ー ハス (蓮)
	▲	タブノキ (都万麻)	草 木	ー ハマユウ (浜木綿)
	△	ナツメ (栗)	草 木	ー ヒガンバナ (毒師)
	▲	ナンテン (H29 追加)	草 木	△ フジ (藤)
	△	ネムノキ (合歡)	草 木	ー マコモ (許母)
	△	ヒトツバタゴ (H29 追加)	草 木	ー ヤブカンゾウ (菖 草)
	▲	ヒノキ (檜)	草 木	▲ ヤブラン (R3 追加)
	△	ヒメシャラ (H29 追加)	草 木	
	△	ホオノキ (保宝我之我)	草 木	

※平成 29 年、令和 3 年の景観計画の見直しでは、計 8 種 6 種の樹種を追加しました。

5 基準の運用に係る特記事項

本章の1～4における行為の制限に関する事項については、次の特記事項を設定します。

- ①地区計画や景観地区など、まちなみ形成のルールが別途ある地域・地区では、景観育成基準との調整を図ったうえでそのルールを尊重した景観形成を推進する。
- ②神社・寺院などの建築物等において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠や色彩などについては適用を除外する。
- ③自然素材に彩色を施さずに使用する場合は適用を除外する。ただし、調和のとれたまちなみ形成に寄与するものとする。
- ④景観形成基準又は景観育成基準に適合しない場合においても、「景観・市民遺産会議」の協議を経て「太宰府市景観・市民遺産審議会」において本市の景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断された場合は、適用を除外する。
- ⑤その他、景観形成上必要である又は公益上やむを得ないと市長が認めるものは適用を除外する。

第3章 景観資源等の活用に関する事項

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、市全域において「古都太宰府の風景」を形成するための景観資源となるため、次の要件を満たすものを指定します。特に、市民遺産を構成する文化遺産に位置づけられる建造物又は樹木は、市民が自ら育成計画を立案した身近な文化遺産であり、積極的に指定して行きます。

景観重要建造物及び樹木の指定要件
ア 道路、公園等の公共の場所から容易に望見されるもの
イ 外観や樹容が特徴的であり、地域の良い景観形成に寄与するもの
ウ 目じるしや象徴的な存在となっており、地域の景観形成上重要なもの

表 指定候補の景観重要建造物・樹木の指定対象要件

種 別	対 象 要 件 項 目	備 考
指定候補建造物	県指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	歴史的風致形成建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市民遺産を構成する文化遺産のうち特に重要な建造物 幸ノ元満民水路	指定要件に該当するものの中から個別に指定する ―(幸府三丁目)―
	太宰府天満宮参道景観保全地区内の下屋庇等がある建築物	(幸府二・三・四丁目)
	国、県、市の事業により公募で選ばれた建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
指定候補樹木	県指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	市民遺産を構成する文化遺産のうち特に重要な樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	白川沿いのムクノキとエノキ	―(五条一丁目)―
	ドロクサンヤネのセンダン	―(通吉賀一丁目)―

	地祇神社のイチイガシ	—(大佐野三丁目)—
	文化遺産データベースに記載されている樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する
	国、県、市の事業により公募で選ばれた樹木	指定要件に該当するものの中から個別に指定する

（１）区域内における景観重要建造物指定の基準

区域内（参道ゾーンおよび小島居小路・溝尻・新町ゾーン）にある歴史的建築物は、通り沿いの景観形成に重要な役割を持ち、通りの個性を維持している重要な要素の一つになっています。また、下屋庇等がある参道景観は、明治 28 年以前から更新されつつも参詣者の利便性向上を目的として現代に引き継がれてきた伝統的景観要素でもあります。一方で、通り沿いの建築物は、歴史的建築物と現代建築物が混在するのみならず現代建築物の方が数としては大きく上回っており、区域内の景観の特徴とも言えます。したがって、区域内の通り景観は、歴史的建築物のみが通りの景観を形づくっているのではなく、歴史的建築物と現代建築物の混在した景観が区域内の通り景観とも言えます。

なお、景観的に重要な要件と歴史的に重要な要件は分けて考えなければ混乱をきたすことから、ここでは景観的に重要な要件として、通りの個性から景観的に重要な要件とは何かを示し、これらの要件を満たすものについて景観重要建造物として指定する基準とします。

【指定基準】

●参道区分①

- ・参道区分①の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- ・下屋庇等がある建築物

●参道区分②

- ・参道区分②の歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。
- ・保全地区内にあっては、下屋庇等がある建築物

●参道区分③、小島居小路、溝尻、新町

- ・各通りにある歴史的建築物の意匠を現に有するもの、または歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。

※保全地区内においては、「下屋庇等があること」または「下屋庇等があったこと」を優先し、修景に際して別途定めるガイドラインに沿った修景を促すことで、「歴史的建築物の持つ意匠を範として修景するもの。」を満たすこととします。

※参道区分①～③の区分については、P67 に記載。

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 景観重要公共施設の設定方針

景観重要公共施設は、次の要件を満たすものについて位置づけることとします。本計画においては、国道3号等を景観重要道路に、御笠川を景観重要河川に位置づけますが、施設管理者等関係機関との連携を図りながら適宜位置づけの拡充を図ります。

景観重要公共施設の設定要件	
ア	本市の骨格を形づくる公共施設で、整備等に関して景観的な配慮が必要なもの
イ	眺望の保全・活用のために重要な公共施設で、視点場やその周辺の整備が必要なもの
ウ	市民遺産を構成する文化遺産に位置づけられている公共施設のうち、景観的な配慮が必要なもの

表 景観重要道路と景観重要河川

	名称又は通称		区 間
景観重要道路	1	国道3号	全区間
	2	参道	市) 馬場参道線の全部、市) 奥園・湯の谷支線の一部、市) 五条・太宰府駅前線の一部(天満宮と宰府宿景観育成地区の参道ゾーン区間)
	3	朱雀大通り	市) 観世音寺土地区画整理事業 61 号線の一部
	4	政庁通り	主) 筑紫野太宰府線の一部(天満宮と宰府宿景観育成地区の政庁通りゾーン区間)
	5	どんかん道	市) 横町・大町支線の全部、市) 五条・太宰府駅前線の一部、主) 筑紫野古賀線の一部、市) 五条口・榎寺線の全部、県) 観世音寺二日市線の一部(天満宮と宰府宿景観育成地区の旧道ゾーンのどんかん道区間)
	6	国博通り	市) 馬場・大町線の全部、市) 浮殿前・溝尻線の全部、市) 浮殿前・太郎左近線の一部、池ノ端・光明寺線の全部、市) 浦ノ田原線の全部
	7	学園通り	市) 鉾ノ浦・渡内線の全部
	8	県道 112 号	県) 福岡日田線の全区間
	9	県道 35 号	主) 筑紫野古賀線の一部
景観重要河川	1	御笠川	全区間

(2) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設の整備方針を以下のように定めます。

施設や区間ごとの整備に関する事項及び法に基づく占用許可基準については、今後策定する「（仮称）公共施設の景観形成の指針」に基づき検討していきます。

なお、景観重要道路である国道3号については、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所が策定した「ふくおか国道色彩・デザイン指針（案）」に基づき整備されます。

ア 景観重要道路

	整備方針
舗装	○道路交通量を勘案のうえ、透水性舗装や排水性舗装の採用を検討する。（管理者の管理基準による） ○特に景観に配慮すべき場所においては、使用する骨材や色彩の検討を行う。
緑化	○街路樹や植栽帯の設置に努めるとともに、地域の特性に応じた樹種を選定する。
防護柵（ガードレール・車止め）	○周囲の山並みやまちなみになじむ彩度の低い色彩の採用に努める。 ○通りの連続性に配慮し、形態や色彩の統一に努める。
視点場	○橋や坂など、目じるしや象徴となっている文化遺産が眺められる場所では、視点場であることがわかるような空間整備を検討する。
その他付属物	○標識柱、照明柱、信号柱、分電盤などは、煩雑にならないよう配置し、集約化や色彩の統一に努める。

イ 景観重要河川

	整備方針
護岸・緑化	○周囲の自然環境や市街地環境になじむ素材の採用に努める。 ○動植物が生息可能な河川環境の保全・再生に配慮する。
防護柵（ガードレール）	○周囲の山並みやまちなみになじむ彩度の低い色彩の採用に努める。 ○河川の連続性に配慮し、形態や色彩の統一に努める。

3 屋外広告物等に関する表示等についての行為の制限に関する事項

(1) 屋外広告物等の景観誘導方針

建築物等と屋外広告物の一体的な景観誘導を推進するために、景観計画区域における屋外広告物等の景観誘導方針を以下のように定めます。また、誘導方針に沿って屋外広告物等の表示等に関する行為の制限を定め、「太宰府市屋外広告物等に関する条例」により、規制・誘導を進めます。

屋外広告物等に関する景観誘導方針
○屋外広告物の表示等の行為の制限は、景観計画区域である市全域を対象とする。 ○景観上重要な箇所、屋外広告物景観の向上が効果的な箇所から重点的にルール化を進める。 ○良好な景観形成に影響を与える一定の大規模な屋外広告物に対し、制限・誘導を行う。 ○特定屋内広告物についての景観誘導に関するルール化を進める。

(2) 区域共通の制限

景観計画区域における共通基準を以下のように定めます。

対象範囲	共通基準
景観計画区域	○屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。 ○屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないようなものとする。こと。 ○屋外広告物等の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとする。こと。 ○建築物、工作物に附属する屋外広告物の形態意匠は、当該建築物、工作物との調和を図ること。 ○文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮してできる限り非自家用広告物の設置を避けること。 ○道路法、建築基準法等、条例以外の法令の適用を受ける屋外広告物にあっては、これらの法令の規定に適合するものであること。

(3) 禁止地域、許可地域

福岡県屋外広告物条例で定められていた禁止地域、許可地域の制限、基準の踏襲を基本とします。そのうえで、これまで定められていなかった屋外広告物については新たに基準を定めるとともに、実態に即していない基準は変更し、本市の特性に応じた基準とします。

表 禁止地域、許可地域の基準

項 目			基 準	
			禁止地域	許可地域
規模 に 関 する 基 準	固 定 の 屋 外 広 告 物	壁面広告物	○各壁面面積の 1/5 以内 ○自家用屋外広告物に限る	○各壁面面積の 1/3 以内（商業地域は 3/5 以内）
		突出広告物	○下端 2.5m 以上 ○出幅 1.0m 以内 ○上端は建物の軒高まで ○自家用屋外広告物に限る	○合計 20㎡以内
		屋上広告物	○禁止	【屋上設置】 ○建築物の高さの 2/3 以下 ○地上から 50m 以下 【屋上構造物利用】 ○各壁面面積の 1/2 未満（1/2 以上は屋上に設置する広告物扱い）
		独立広告物	【広告塔、広告板】 ○高さ 6m 以下 ○1 面 3㎡以内 ○自家用屋外広告物に限る	【広告塔】 ○高さ 15m 以下 ○1 面 50㎡以内 ○相互距離 15m 以上 （商業は高さ 30m 以下のみ） 【広告板】 ○高さ 5m 以下 ○1 面 50㎡以内 ○相互距離 5m 以上 （商業は高さ 10m 以下のみ）
		1 敷地あたりの屋外広告物の総量	○15㎡以内 ○屋外広告物の共通基準及び個別基準に適合すること。 ○景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な景観の形成に寄与すると認められた場合は、総量規制を緩和することができる。	—
		案内誘導広告物	○高さ 5m 以下 ○1 面 2㎡以内かつ合計 4㎡以内 ○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること。	—

項 目			基 準	
			禁止地域	許可地域
規模に関する基準	簡易な屋外広告物	はり紙・はり札	○面積は1枚1㎡以内	
		立看板等	○大きさは縦2.0m以内、横1.0m以内、脚の長さは0.3m以内	
		広告幕	○表示面積は15㎡以内 ○風圧に耐えるようにしっかりと係留すること	
		広告旗	○1面2㎡以内 ○4本以上設置する場合は相互の距離3m以上	○1面2㎡以内
		アドバルーン	○1敷地につき1個まで ○風圧に耐えるようにしっかりと係留すること	
		電柱、街灯柱を利用するもの	巻付、塗付	○1本につき1個まで ○高さは路面から1.2m以上、大きさは縦1.8m以内
			袖付	○高さは路面から4.5m以上（歩道上にあっては、2.5m以上）、出幅は0.8m以内、大きさは縦1.5m以内、横0.8m以内
	移動する広告物	標識を利用するもの	バス停留所	○標識の表示面の面積の1/3以内
			消火栓	○高さは路面から4.5m以上（歩道上にあっては、2.5m以上）、大きさは縦0.4m以内、横0.8m以内
	移動する広告物	自動車の外面を利用するもの	1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの(2に規定するものを除く。)は、次に掲げるもの (1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内 (2) 色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの (3) 表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意を著しく低下させるおそれのあるものでないこと (4) 材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと	
			2 定期路線バスの外面を利用し、広告板を用いて表示する表示面積は、1台につき、側面にあっては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあっては0.5平方メートル以内	

(4) 広告物景観育成地区の制限

ア 広告物景観育成地区の設定方針

(ア) 地区設定の方針

歴史的な履歴のある通りや幹線道路沿道、駅周辺など、屋外広告物の規制・誘導が景観形成上特に重要な地区については、広告物景観育成地区を設定し、住民等の意見に基づき、地区の特性に応じた景観育成基準を定めることとします。

本計画においては、景観育成地区の指定状況や、関連計画である太宰府市歴史的風致維持向上計画の歴史的風致に基づいて、「政庁通り地区」、「参道、小島居小路地区」、「宇美方面からのさいふまいりの道地区」、「竈門神社前地区」の4地区を位置づけます。

広告物景観育成地区の設定要件	
ア	景観育成地区のうち、屋外広告物への景観的な配慮が必要な区域
イ	歴史的な履歴のある通り、幹線道路、鉄道の沿道・沿線のうち、屋外広告物への景観的な配慮が必要な区間

表 広告物景観育成地区

	地区名	指定要件
1	政庁通り地区	ア、イ
2	参道、小島居小路地区	ア、イ
3	宇美方面からのさいふまいりの道地区	ア、イ
4	竈門神社前地区	ア、イ

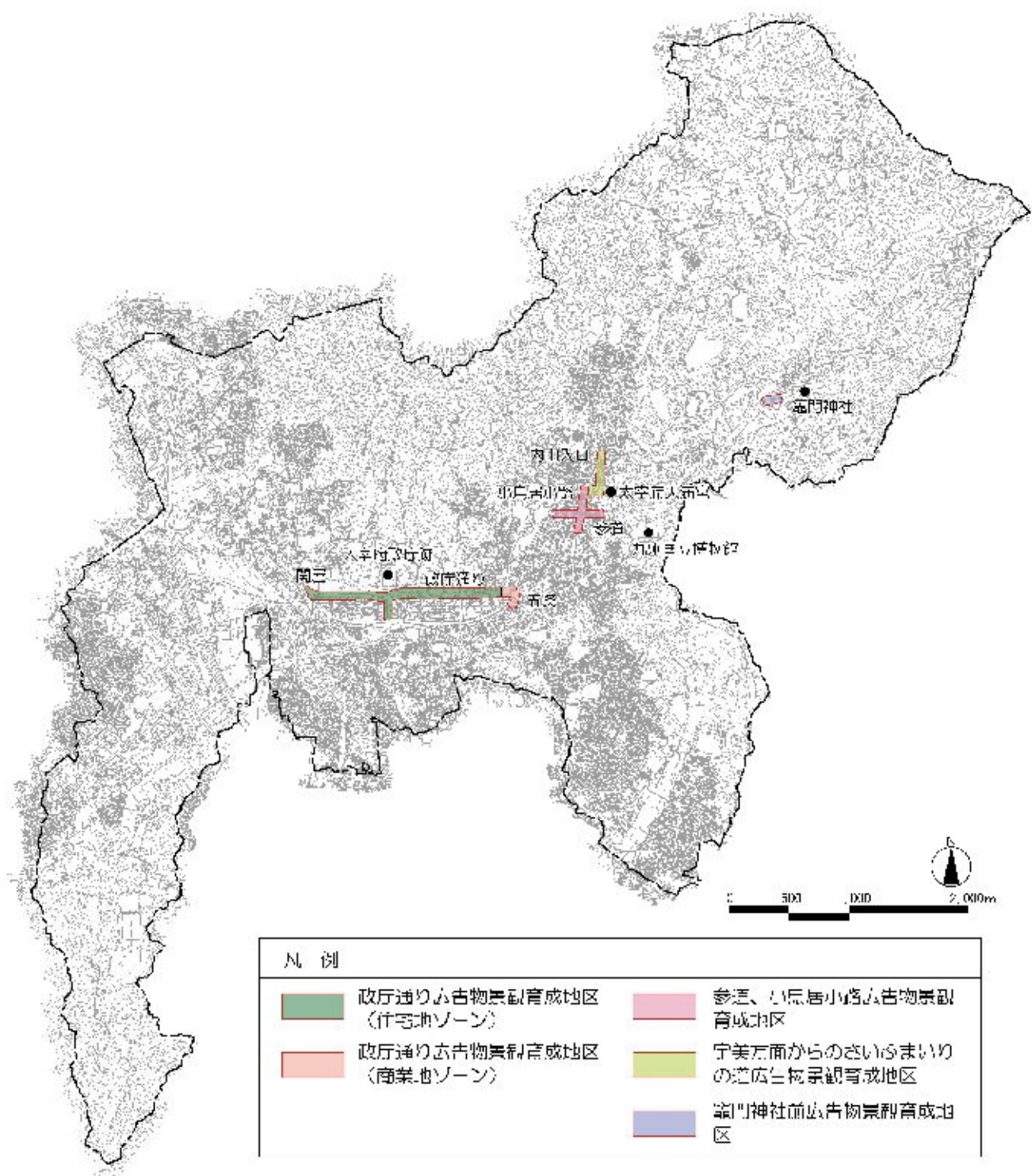


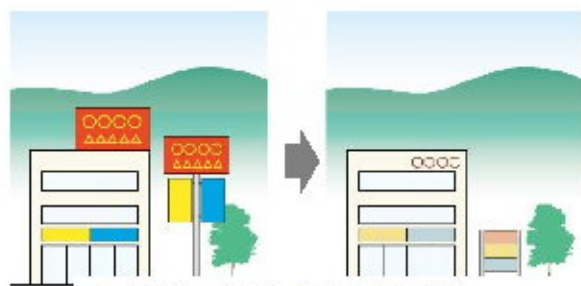
図 8 広告物景観育成地区の対象区域

イ 広告物景観育成地区における景観育成の方針

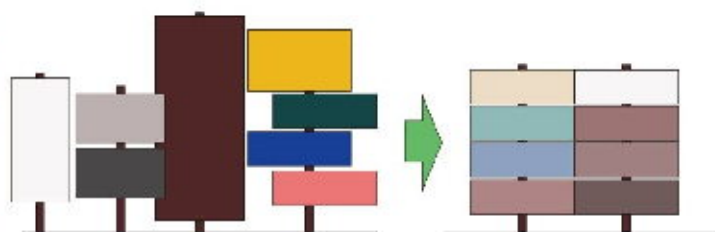
(ア) 景観育成の方針

広告物景観育成地区は、太宰府の個性を最も表現する通りであるとともに、多くの来訪者の目に触れる道でもあります。一方で、良好な住環境としての景観も保全して行く必要がある地区であり、地区ごとに個性を考慮した上で、広告物景観育成地区における景観育成方針を以下のように定めます。

地 区 名	方 針
政庁通り地区 (住宅地ゾーン・商業地ゾーン)	史跡地・緑地景観に調和した広告物景観に誘導していく
参道、小鳥居小路地区	歴史的な佇まいを阻害しない広告物景観に誘導していく
宇美方面からのさいふまいの道地区	統一感のある良好な広告物景観に誘導していく
龍門神社前地区	小規模広告物の乱立を防ぎ、集約化などで修験の山にふさわしい景観に誘導していく



- 史跡地・緑地景観に配慮する。
- 統一感のあるものにする。



- 歴史的な佇まいを阻害しない。
- 広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめる。



ウ 広告物景観育成地区における基準設定の考え方

(ア) 基準設定の考え方

広告物景観育成地区では、「形態意匠等に関する基準」と「規模に関する基準」を定めることができるものとし、各基準については、以下の考え方に沿って設定することとします。

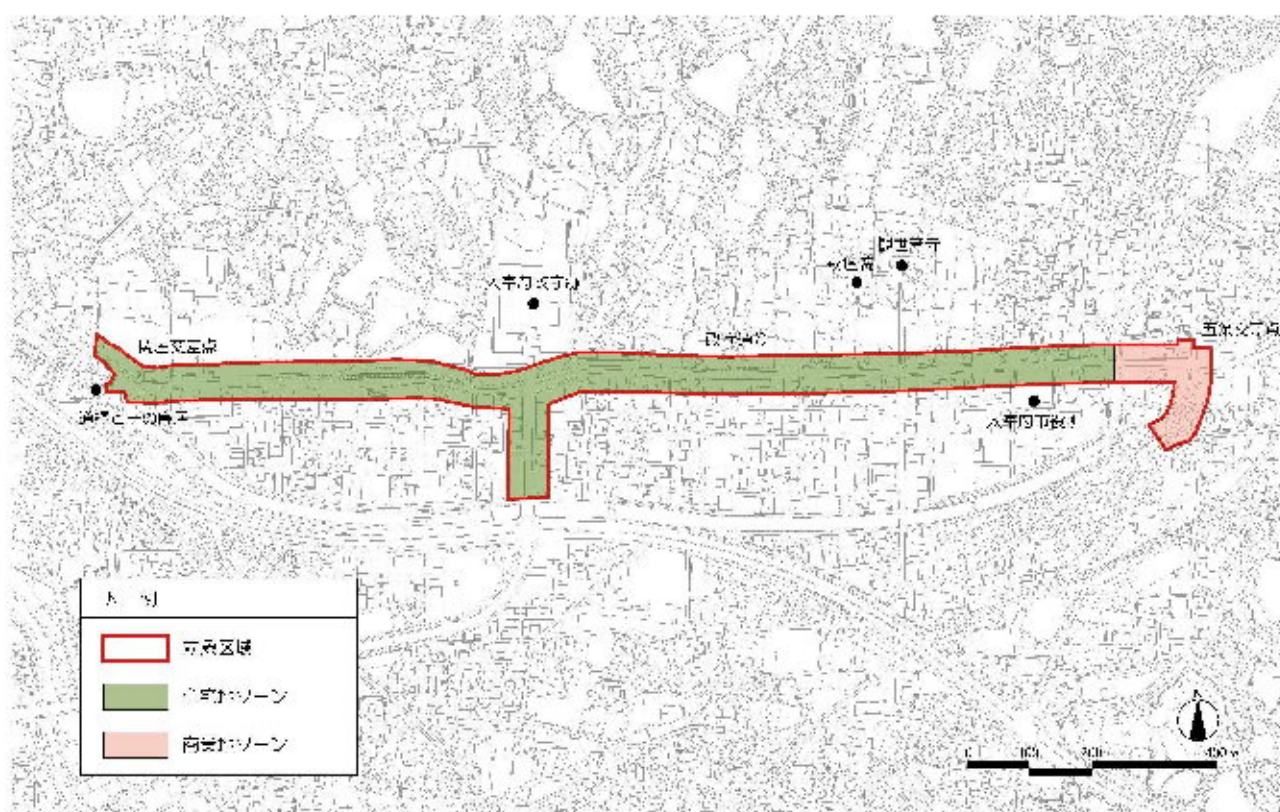
表 広告物景観育成地区の基準設定の考え方

項 目		広告物景観育成地区の基準設定の考え方
形態意匠等に関する基準	形態意匠の基準	・当該地区のまちなみ特性を踏まえて、当該地区における屋外広告物デザインの基本となるような基準を定める。
	色彩及び写真・絵画等の表示に関する基準	・建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色の色彩基準を基本として、屋外広告物の色彩基準を設定する。 ・屋外広告物は、広告内容をわかりやすく表示する必要があることから、一定の範囲で、建築物や工作物の色彩基準よりも鮮やかな色彩を許容する。
	照明等の基準	・当該地区のまちなみ特性を踏まえ、落ち着きのある環境を保全する地区において、屋外広告物の照明等の基準を定める。
規模に関する基準	固定の屋外広告物	・屋外広告物の数量を必要最小限とし、すっきりとしたまちなみを形成するために、自己の敷地内に設置するものは、原則として自家用屋外広告物のみとする。 ・非自家用屋外広告物は、目的地までの距離や方向などを示す、案内誘導広告物のみとする。
	屋外広告物の高さ、面積	・屋外広告物の高さの基準は、当該地区のまちなみ特性を踏まえ、建築物の軒高に応じて定める。 ・屋外広告物の面積の基準は、壁面広告物は、建築物の規模に応じて見付面積の割合によって定め、独立広告は、高さとのバランスを考慮して定める。 ・案内誘導広告物の基準は、自家用屋外広告物より過大とならないような高さ、面積とする。
	1敷地あたりの屋外広告物の総量	・屋外広告物景観が現状よりも悪化しないよう、1敷地内に表示できる自家用広告物の総量を定める。
	簡易な屋外広告物	・原則として全市共通の基準とする。ただし、住民の意見等により、積極的に屋外広告物景観の誘導を推進する地区においては、当該地区の特性に応じて簡易な広告物の基準を定める。
	移動する広告物	・全市共通の基準とし、地区ごとの基準は定めない。

エ 個別の広告物景観育成地区の基準

(ア) 政庁通り広告物景観育成地区の基準

項 目		基 準		
		住宅地ゾーン	商業地ゾーン	
形態意匠等に関する基準	形態意匠の基準	○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。 ○形態は、原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収めるものとする。		
	色彩及び写真・絵画等の表示に関する基準	○次に掲げる色彩は、表示面積の 1/5 未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩を使用しないこととする。 ・ YR で、彩度が 10 を超えるもの ・ R 及び Y で、彩度が 8 を超えるもの ・ GY、G、BG、B、PB、P 及び RP で、彩度が 6 を超えるもの ○写真・絵画等の表示は 1 面あたり 2 m ² 以内とする。	○次に掲げる色彩は、表示面積の 1/2 未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩を使用しないこととする。 ・ YR で、彩度が 10 を超えるもの ・ R 及び Y で、彩度が 8 を超えるもの ・ GY、G、BG、B、PB、P 及び RP で、彩度が 6 を超えるもの ○写真・絵画等の表示は 1 面あたり 2 m ² 以内とする。 ○伝統建築物と調和した和風の意匠ののれんや提灯等の色彩は適用除外とする。	
	照明等の基準	○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の蓄光材料等を使用しない。		
		○回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。 ○電光表示装置等を用いて、文字や映像を表示する屋外広告物は設置しない。	○電光表示装置等を用いて主に映像を表示する屋外広告物は設置しない。 ○電光表示装置等を用いて主に文字を表示する屋外広告物の上端は、地上から 6m 以下とし、かつ 1 面の面積は 2 m ² 以内とする。	
規模に関する基準	固定の屋外広告物	壁面広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。	
		突出広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。 ○下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m 以上とすること。 ○壁面からの突出幅は、1.0m 以内とすること。	
		屋上広告物	○設置を禁止する。	○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ 2m 以下 ○地上から上端までの高さ 10m 以下
		独立広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ 6m 以下 ○1 面 3 m ² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上	○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ 6m 以下 ○1 面 5 m ² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上
		1 敷地あたりの広告物の総量	○15 m ² 以内	○30 m ² 以内
		案内誘導広告物	○高さ 5m 以下 ○1 面 2 m ² 以内かつ合計 4 m ² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上 ○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること。 ○集合看板の場合は、1 面 8 m ² 以内かつ合計 16 m ² 以内、一施設 1 面 2 m ² 以内	
	簡易な屋外広告物		※許可地域の基準に準ずる	
移動する広告物		※禁止地域、許可地域の基準に準ずる		



(イ) 参道、小鳥居小路広告物景観育成地区の基準

項 目		基 準
形態意匠等に関する基準	形態意匠の基準	○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。 ○形態は、原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収めるものとする。 ○原則として、1階の底の上下又は1階の屋根の下に設置する壁面広告物が主要な広告となるよう配慮する。 ○底の上に設置する場合は、2階の窓面を大幅に覆い隠す大きさにしない。 ○壁面を大幅に覆う形状の日よけテントに広告を表示しない。
	色彩及び写真・絵画等の表示に関する基準	○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。 ○次に掲げる色彩は、表示面積の1/5以下とす。また、提出物件の色彩には、次に掲げる色彩を使用しないこととする。 ・YRで、彩度が10を超えるもの ・R及びYで、彩度が8を超えるもの ・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの ○写真・絵画等の表示は1面2㎡以内とする。 ○伝統建築物と調和した和風の意匠ののれんや提灯等の色彩は適用除外とする。
	照明等の基準	○回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。 ○電光表示装置等を用いて、文字や映像を表示する屋外広告物は設置しない。
規模に関する基準	固定の屋外広告物	○壁面広告物 ○自家用屋外広告物に限る。 ○表示面積は、各壁面面積の1/5以内とすること。
	突出広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。 ○下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とすること。 ○壁面からの突出幅は、1.0m以内とすること。
	屋上広告物	○設置を禁止する。
	独立広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ6m以下 ○1面5㎡以内 ○広告物相互間の距離は5m以上
	1敷地あたりの屋外広告物の総量	○15㎡以内 ○太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は提出物件で、特に本市の良好な景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。
	案内誘導広告物	○高さ5m以下 ○1面2㎡以内かつ合計4㎡以内 ○広告物相互間の距離は5m以上 ○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること
	簡易な屋外広告物	※許可地域の基準に準ずる
	移動する広告物	※禁止地域、許可地域の基準に準ずる

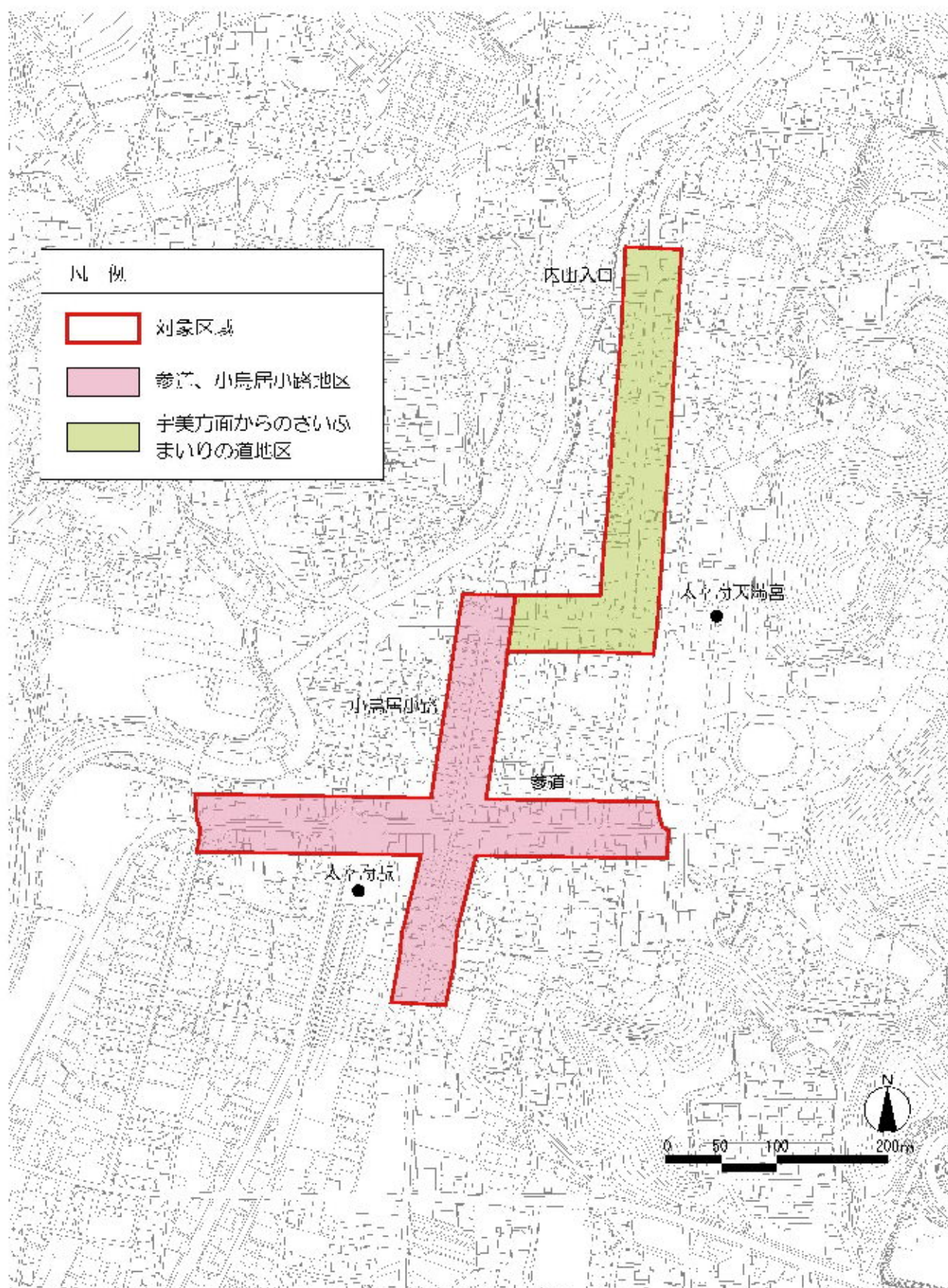


図 参道、小鳥居小路地区
宇美方面からのさいふまいの道地区 の区域

(ウ) 宇美方面からのさいふまいの道広告物景観育成地区の基準

項 目		基 準
形態意匠等に関する基準	形態意匠の基準	○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。 ○形態は、原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収めるものとする。
	色彩及び写真・絵画等の表示に関する基準	○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。 ○次に掲げる色彩は、表示面積の 1/2 未満とする。また、提出物件の色彩には、次に掲げる色彩を使用しないこととする。 ・ YR で、彩度が 10 を超えるもの ・ R 及び Y で、彩度が 8 を超えるもの ・ GY、G、BG、B、PB、P 及び RP で、彩度が 6 を超えるもの ○写真・絵画等の表示は 1 面 2 m² 以内とする。 ○伝統建築物と調和した和風の意匠ののれんや提灯等の色彩は適用除外とする。
	照明等の基準	○回転灯、LED ディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。 ○電光表示装置等を用いて主に映像を表示する屋外広告物は設置しない。 ○電光表示装置等を用いて主に文字を表示する屋外広告物の上端は、地上から 6m 以下とし、かつ 1 面の面積は 2 m² 以内とする。
規模に関する基準	固定の屋外広告物	○壁面広告物 ○自家用屋外広告物に限る。 ○表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。
	突出広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。 ○下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m 以上とすること。 ○壁面からの突出幅は、1.0m 以内とすること。
	屋上広告物	○自家用屋外広告物に限る ○高さ 2m 以下 ○地上から上端までの高さ 10m 以下
	独立広告物	○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ 6m 以下 ○1 面 5 m² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上
	1 敷地あたりの屋外広告物の総量	○15 m² 以内 ○太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は提出物件で、特に本市の良好な景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。
	案内誘導広告物	○高さ 5m 以下 ○1 面 2 m² 以内かつ合計 4 m² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上 ○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること。 ○集合看板の場合は、1 面 8 m² 以内かつ合計 16 m² 以内、一施設 1 面 2 m² 以内
	簡易な屋外広告物	※許可地域の基準に準ずる
	移動する広告物	※禁止地域、許可地域の基準に準ずる

(工) 竈門神社前広告物景観育成地区の基準

項 目		基 準
形態意匠等に関する基準	形態意匠の基準	○歴史的なまちなみ景観に配慮し、奇抜な屋外広告物は表示しない。 ○形態は、原則として四角形の中に収めるものとする。ただし、切文字広告の場合はこの限りでない。
	色彩及び写真・絵画等の表示に関する基準	○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。 ○次に掲げる色彩は、表示面積の 1/5 未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩を使用しないこととする。 ・ YR で、彩度が 10 を超えるもの ・ R 及び Y で、彩度が 8 を超えるもの ・ GY、G、BG、B、PB、P 及び RP で、彩度が 6 を超えるもの ○写真・絵画等の表示は 1 面あたり 2 m² 以内とする。
	照明等の基準	○回転灯、LED ディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。 ○電光表示装置等を用いて、文字や映像を表示する広告物は設置しない。
規模に関する基準	固定の屋外広告物	○壁面広告物 ○自家用屋外広告物に限る。 ○表示面積は、各壁面面積の 1/5 以内とすること。 ○突出広告物 ○自家用屋外広告物に限る。 ○上端は、建物の軒高より上に表出しないこと。 ○下端は、道路以外の場所では地上から 2.5m 以上とすること。 ○壁面からの突出幅は、1.0m 以内とすること。 ○屋上広告物 ○設置を禁止する。 ○独立広告物 ○自家用屋外広告物に限る。 ○高さ 6m 以下 ○1 面 3 m² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上
	1 敷地あたりの屋外広告物の総量	○15 m² 以内 ○太宰府景観・市民遺産審議会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、公衆に対する危害を及ぼす恐れがない屋外広告物又は掲出物件で、特に本市の良好な景観の形成に寄与すると認められた場合に限り、総量規制を緩和することができる。
	案内誘導広告物	○高さ 5m 以下 ○1 面 2 m² 以内かつ合計 4 m² 以内 ○広告物相互間の距離は 5m 以上 ○表示内容は、案内誘導に必要な文言及び図案に限ること。 ○複数の施設を集合して設置する場合は、原則として、それぞれ高さ、大きさ、色彩等について共通化が図られていること
	簡易な屋外広告物	※許可地域の基準に準ずる
	移動する広告物	※禁止地域、許可地域の基準に準ずる

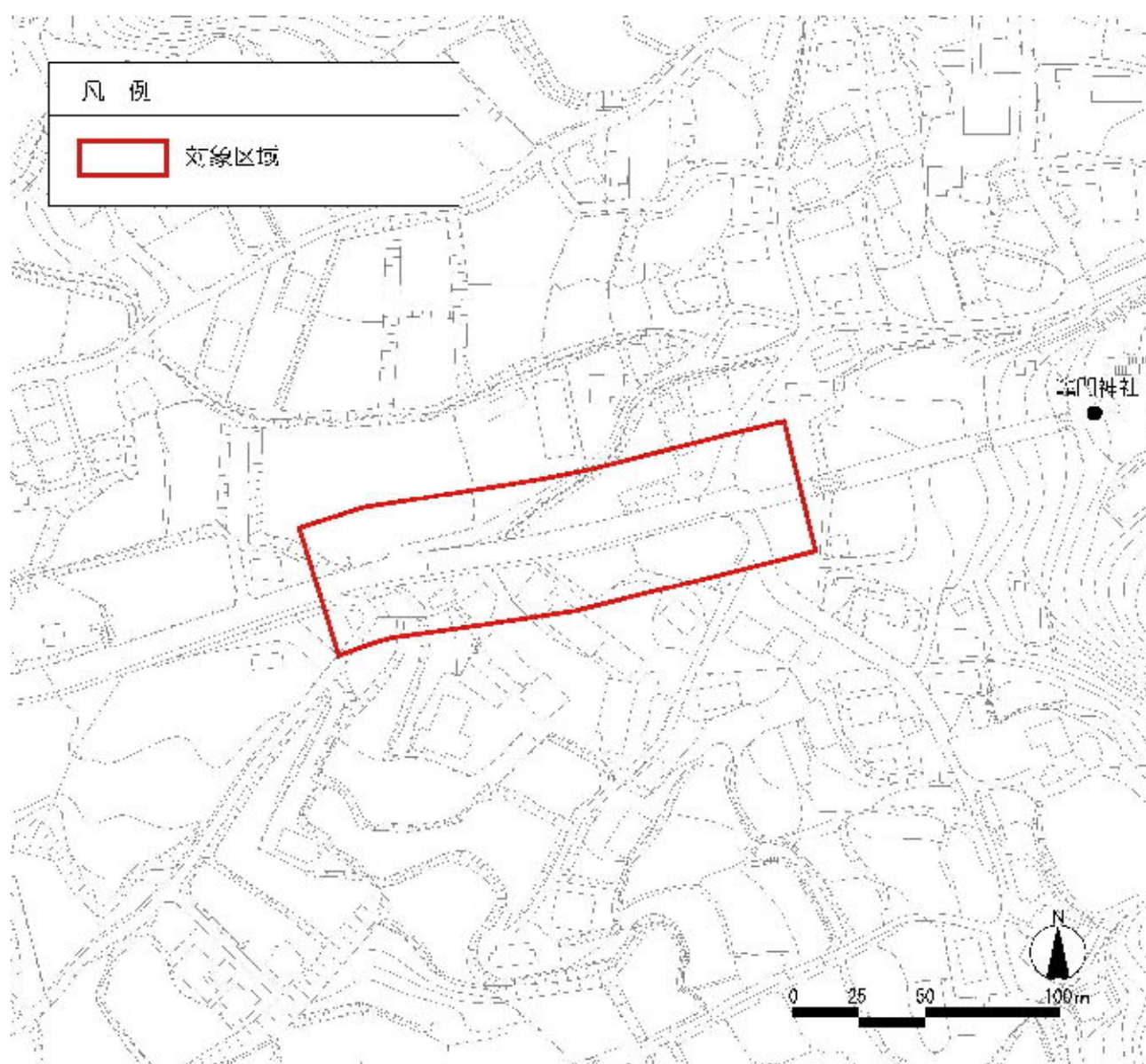


図 竈門神社前地区の区域

(5) 大規模広告物の制限

「古都太宰府の風景」に影響を及ぼすおそれのある、主要な眺望点や主要な道路から展望可能な大規模広告物の形態意匠について、許可申請前に事前協議を行うものとする。

ア 大規模広告物の定義

○地上から屋外広告物の上端までの高さが10mを超えるもので、かつ1個の屋外広告物の面積が50㎡を超えるもの

イ 大規模広告物の景観形成基準

○大宰府政庁跡などの眺望点から見た際、正面となる側への屋外広告物の表示を避ける。
○表示面の地色、基調色又は掲出物件の色彩には、次に掲げる色彩は使用しないこととする。

- ・色相区分YR（黄赤）で、彩度が8を超えるもの。
- ・色相区分R（赤）とY（黄）で、彩度が6を超えるもの。
- ・色相区分上記以外で、彩度が4を超えるもの。

○照明を用いる場合は、周辺環境への光害とならないよう配慮する。

ウ 大規模広告物の手続き

事業者は、大規模広告物の計画段階で市と事前協議を行い、協議終了後に許可申請を行うものとします。

(6) 特定屋内広告物の制限

広告物景観育成地区においては、屋内から屋外に向けて表示する広告物についても、届出制により、形態意匠や規模について協議を行うこととします。

ア 特定屋内広告物の定義

- 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
- 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

イ 特定屋内広告物の景観形成基準

- 建築物の1階以下の部分の一つの開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の5以内とする。
- 建築物の2階以上の部分の一つの開口部の面積に対する当該開口部に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合は、10分の3以内とする。
- 色彩及び写真・絵画等の表示については、次のいずれにも該当するものとする。
 - （ア）蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。
 - （イ）次に掲げる色彩は、表示面積の2分の1未満とする。また、掲出物件の色彩には、次に記す色彩を使用しないこととする。
 - ・YRで、彩度が10を超えるもの
 - ・R及びYで、彩度が8を超えるもの
 - ・GY、G、BG、B、PB、P及びRPで、彩度が6を超えるもの
 - （ウ）写真・絵画等の表示は、1面あたり2㎡以内とする。

ウ 特定屋内広告物の手続き

広告物景観育成地区内に特定屋内広告物を表示しようとする場合、建築物の一つの立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超えることとなるときは、事前に届出を行うこととします。

(7) 歴史的意匠屋外広告物

歴史的な意匠を有しており、良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与している広告物について、歴史的意匠屋外広告物に指定することで、その保存と通り景観の維持向上をはかることとします。

ア 歴史的意匠屋外広告物の定義

- 歴史的な意匠を有した屋外広告物のうち、良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与している広告物として指定されたもの。

イ 歴史的意匠屋外広告物の指定対象

以下のうち、2つ以上の要件を満たすものを指定対象とします。

- 歴史的価値が高い屋外広告物で、概ね50年以上前に製作されたもの。
- 歴史的な製作技術を以って作られ、かつ歴史的意匠を有したもの。
- 原則として、現在の屋外広告物の許可基準に適合するもの。ただし、広告物景観育成地区内においては、許可基準外であっても、各育成地区の景観育成の方針に沿った歴史的意匠の屋外広告物であれば指定対象とする。
- 指定文化財として指定されているもの。

ウ 歴史的意匠屋外広告物の指定手続き

屋外広告物の所有者の申請により、太宰府市景観・市民遺産審議会の意見を聴いて指定します。

また、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例第36条第2項に規定する表彰制度（だざいふ景観賞等）において、受賞対象となった屋外広告物のうち、指定対象に該当するものについては、所有者からの申請により指定します。

エ 歴史的意匠屋外広告物の指定による効果

本市の屋外広告物制度において、屋外広告物の許可の基準が特に制限されている広告物景観育成地区や、禁止物件に該当する景観重要建造物等において、歴史的な意匠を有しており、かつ良好な景観の形成及び歴史的風致の維持に寄与しているにも関わらず、許可基準を満たしていないために既存不適格となっている屋外広告物が存在します。

その当該屋外広告物を変更又は改造する場合には、従前の例による提出ができなくなりますが、許可基準に適合させることで「広告物単体としての評価」や「景観形成・歴史的風致維持」を損ねてしまうことは、本来の制度趣旨に反するものと考えられます。

本制度により、歴史的意匠を持つ屋外広告物を保存・活用するとともに、それに面する通り景観及び周辺街なみの歴史的風致を維持向上することができます。